

# 第53回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2023年6月27日（火曜日）午前10時

## 開催場所

東京都千代田区丸の内一丁目7番12号  
ステーションコンファレンス東京「サピアホール」  
（サピアタワー5階）

## 議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役11名選任の件  
第3号議案 役員賞与支給の件  
第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策  
（買収防衛策）更新の件

### 株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）またはインターネット等により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

#### 議決権行使期限

2023年6月26日（月曜日）午後5時35分まで

#### 【新型コロナウイルス感染症への対応について】

ご来場の株主様の感染防止策としてのマスク着用につきましては、株主様個人のご判断とさせていただきます。なお、発熱、咳等の症状がある方は来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。

株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。

## 目次

第53回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	36
連結計算書類	68
計算書類	70
監査報告	72

株主各位

証券コード 1662  
2023年6月5日  
東京都千代田区丸の内一丁目7番12号

**石油資源開発株式会社**  
代表取締役社長 藤田 昌宏

## 第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.japex.co.jp/ir/library/shareholdersmtg/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記のウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「石油資源開発」または「コード」に当社証券コード「1662」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/1662/teiji/>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面（議決権行使書）または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、お手数ながら3頁から4頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、2023年6月26日（月曜日）午後5時35分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

<b>1 日 時</b>	2023年6月27日（火曜日）午前10時
<b>2 場 所</b>	東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 ステーションコンファレンス東京「サピアホール」（サピアタワー5階） （末尾の「株主総会会場案内図」をご参照ください。）
<b>3 目的事項</b>	<p><b>報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第53期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>第53期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 計算書類報告の件</li> </ol> <p><b>決議事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第1号議案 剰余金の処分の件</li> <li>第2号議案 取締役11名選任の件</li> <li>第3号議案 役員賞与支給の件</li> <li>第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件</li> </ol>
<b>4 議決権行使についてのご案内</b>	3頁から4頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。
<b>5 電子提供措置事項記載書面に記載していない事項について</b>	<p>会社法改正により、電子提供措置事項について上記インターネット上の各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本定時株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した本招集ご通知をお送りいたします。</p> <p>なお、下記の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、上記インターネット上の各ウェブサイトのみ記載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①事業報告の「2. 会社の現況」のうち、「（5）業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」及び「（6）株式会社の支配に関する基本方針」</li> <li>②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」</li> <li>③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」</li> </ol> <p>上記より、監査役が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の事業報告、連結計算書類及び計算書類のほか、上記①から③までの事項となります。</p> <p>また、会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の連結計算書類及び計算書類のほか、上記②及び③の事項となります。</p>

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 本総会の結果は株主総会後にインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。

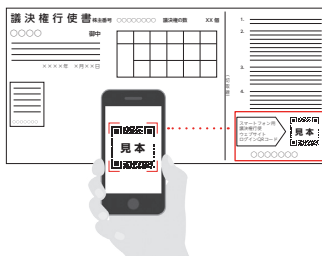


# インターネット等による議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

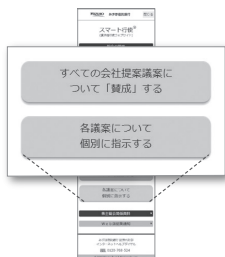
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は **1回のみ**。

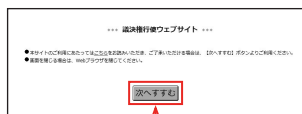
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

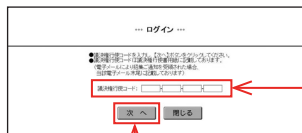
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

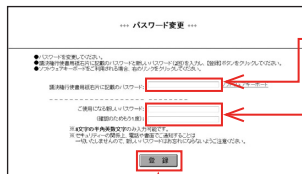
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、内部留保を活用した積極的な投資と事業基盤の拡充を通じて企業価値の持続的向上を図るとともに、その成果の株主への還元として、連結配当性向30%を目安に各期の業績に応じた配当を行うことを基本方針としつつ、事業環境の変化等により一時的に業績が悪化した場合でも、一株当たり年間50円配当の維持に努めることとしております。(ただし、特別損益等の特殊要因により親会社株主に帰属する当期純利益が大きく変動する事業年度については、その影響を考慮し配当額を決定します。)

上記方針にもとづき、第53期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類 金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき 金220円  
配当総額 金11,945,438,120円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 2023年6月28日

## 第2号議案 取締役11名選任の件

取締役 渡辺 修、藤田昌宏、石井美孝、山下通郎、平田敏幸、中島俊朗、伊藤鉄男、山下ゆかり、川崎秀一、北井久美子、杉山美邦の各氏（全員）は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	わたなべ おさむ 渡辺 修	代表取締役会長	再任
2	ふじた まさひろ 藤田 昌宏	代表取締役社長社長執行役員	再任
3	いし い よしたか 石井 美孝	代表取締役副社長執行役員電力事業本部長	再任
4	やました みちろう 山下 通郎	取締役専務執行役員	再任
5	なかじま としあき 中島 俊朗	取締役常務執行役員	再任
6	てづか かずひこ 手塚 和彦	常務執行役員技術本部長	新任
7	いとう てつお 伊藤 鉄男	社外取締役	再任 社外 独立
8	やました 山下ゆかり	社外取締役	再任 社外 独立
9	かわさき ひでいち 川崎 秀一	社外取締役	再任 社外 独立
10	きた い く み こ 北井久美子	社外取締役	再任 社外 独立
11	すぎやま よしくに 杉山 美邦	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

わたなべ  
渡辺

おさむ  
修

再任

生年月日

1940年12月6日生

所有する当社の株式数

59,700株

在任年数

16年

取締役会出席状況

14回中13回 (93%)

#### 略歴、当社における地位及び担当

1964年 4月 通商産業省入省

1997年 7月 通商産業事務次官

2002年 7月 日本貿易振興会理事長 (のち (独) 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 理事長)

2007年 6月 当社代表取締役副社長

2008年 6月 // 代表取締役社長

2016年 6月 // 代表取締役会長 (現在に至る)

#### 重要な兼職の状況

日本海洋石油資源開発(株)取締役

#### 取締役候補者とした理由

渡辺 修氏は、官庁等におけるエネルギー行政をはじめとする豊富な行政経験を通じた高い見識を有するとともに、2007年から2016年まで当社の代表取締役副社長、社長を歴任し、当社グループの事業の推進に大きく貢献しており、会長就任後は、大所高所からの確に経営指南していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

2

ふじた  
藤田

まさひろ  
昌宏

再任

生年月日

1954年11月12日生

所有する当社の株式数

8,400株

在任年数

4年

取締役会出席状況

14回中14回 (100%)

#### 略歴、当社における地位及び担当

1977年 4月 通商産業省入省

2008年 7月 経済産業省貿易経済協力局長

2010年11月 住友商事(株)執行役員

2018年 6月 同社代表取締役副社長執行役員

2019年 4月 // 代表取締役 社長付

2019年 6月 当社代表取締役副社長執行役員

2019年10月 // 代表取締役社長社長執行役員 (現在に至る)

#### 重要な兼職の状況

日本海洋石油資源開発(株)代表取締役社長

(株)ジャパックスゴルフ代表取締役社長

#### 取締役候補者とした理由

藤田昌宏氏は、官庁におけるエネルギー行政をはじめとする豊富な行政経験及び他の民間企業における国際的な資源・エネルギー事業に係る経営経験を通じた高い見識を有するとともに、2019年に代表取締役副社長執行役員、続いて同年、代表取締役社長に就任以来、中心となって当社グループの事業を推進していることから、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号

3

いし い よしたか  
石井 美孝

再任

生年月日

1957年4月3日生

所有する当社の株式数

3,300株

在任年数

5年

取締役会出席状況

14回中14回 (100%)

候補者番号

4

やました みちろう  
山下 通郎

再任

生年月日

1959年10月27日生

所有する当社の株式数

3,300株

在任年数

5年

取締役会出席状況

14回中14回 (100%)

#### 略歴、当社における地位及び担当

1981年4月 当社入社  
2010年4月 // 長岡鉱業所技術部長  
2014年6月 // 執行役員国内事業本部長岡鉱業所長  
2017年4月 // 執行役員長岡事業所長  
2017年6月 // 常務執行役員長岡事業所長  
2017年11月 // 常務執行役員広域ガス供給本部副本部長 兼 相馬プロジェクト本部副本部長  
2018年6月 // 取締役常務執行役員広域ガス供給本部長 兼 相馬プロジェクト本部長  
2018年10月 // 取締役常務執行役員広域ガス供給本部長 兼 相馬・電力事業本部長  
2020年6月 // 取締役専務執行役員電力事業本部長  
2021年6月 // 代表取締役副社長執行役員電力事業本部長 (現在に至る)

#### 重要な兼職の状況

福島ガス発電(株)代表取締役社長  
(同)網走バイオマス第2発電所職務執行者

#### 取締役候補者とした理由

石井美孝氏は、石油鉱業における掘削技術を専門とするとともに、当社国内事業部門における豊富な経験及び知見を有しており、現在は代表取締役副社長執行役員として社長を補佐するとともに、秘書室担当、電力事業本部長、カーボンニュートラル関連事業統轄の職務を担い、当社グループの事業の推進に大きく貢献していることから、引き続き取締役候補者となりました。

#### 略歴、当社における地位及び担当

1982年4月 当社入社  
2005年6月 // 企画室長  
2010年4月 // 環境・新技術事業推進本部副本部長  
2011年6月 // 環境・新技術事業本部副本部長  
2013年6月 // 執行役員  
2016年6月 // 常務執行役員  
2018年6月 // 取締役常務執行役員  
2022年4月 // 取締役専務執行役員 (現在に至る)

#### 取締役候補者とした理由

山下通郎氏は、当社経理部門の業務における豊富な経験及び知見を有しており、現在は取締役専務執行役員として、経理部担当、プロジェクト組成支援部担当の職務を担い、会社の適切な運営・管理に大きく貢献していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

5

なかじま としあき  
**中島 俊朗**

再任

生年月日

1962年5月1日生

所有する当社の株式数

1,300株

在任年数

1年

取締役会出席状況

11回中11回 (100%)

#### 略歴、当社における地位及び担当

1986年4月 当社入社  
2010年6月 // 企画室長  
2011年6月 // 経営企画部長  
2019年6月 // 執行役員  
2021年6月 // 常務執行役員  
2022年6月 // 取締役常務執行役員 (現在に至る)

#### 取締役候補者とした理由

中島俊朗氏は、当社経理、経営企画部門の業務における豊富な経験及び知見を有しており、現在は取締役常務執行役員として、コーポレートコミュニケーション室担当、経営企画部担当、情報システム部担当の職務を担い、会社の適切な運営・管理に大きく貢献していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

6

てづか かずひこ  
**手塚 和彦**

新任

生年月日

1960年11月6日生

所有する当社の株式数

1,100株

在任年数

—

取締役会出席状況

—

#### 略歴、当社における地位及び担当

1983年12月 当社入社  
2005年6月 // 技術研究所開発研究室長  
2011年6月 // 技術本部技術研究所開発研究室長  
2014年4月 // 技術本部技術研究所先導技術研究室長  
2014年6月 // 技術本部技術研究所長  
2020年6月 // 執行役員技術本部長  
2022年4月 // 常務執行役員技術本部長 (現在に至る)

#### 重要な兼職の状況

(株)地球科学総合研究所取締役  
日本海洋石油資源開発(株)取締役

#### 取締役候補者とした理由

手塚和彦氏は、石油、天然ガス及びその他エネルギー資源の探査にかかる研究開発を専門とするとともに、当社技術研究部門における豊富な経験及び知見を有しており、現在は常務執行役員として技術本部長の職務を担い、当社グループの事業の推進に大きく貢献しており、これらの知見と経験を当社経営に活かすことを期待し、新たに取締役候補者となりました。

候補者番号

7

いとう てつお  
伊藤 鉄男

再任

生年月日

1948年3月15日生

所有する当社の株式数

—

在任年数

7年

取締役会出席状況

14回中12回 (86%)

候補者番号

8

やました  
山下 ゆかり

再任

生年月日

1959年10月23日生

所有する当社の株式数

—

在任年数

4年

取締役会出席状況

14回中14回 (100%)

#### 略歴、当社における地位及び担当

1975年4月 検事任官  
2001年6月 東京地方検察庁特別捜査部長  
2009年1月 最高検察庁次長検事  
2011年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）（現在に至る）  
2011年4月 西村あさひ法律事務所オブカウンセル（現在に至る）  
2016年6月 当社取締役（現在に至る）

#### 重要な兼職の状況

西村あさひ法律事務所オブカウンセル  
旭化成(株)社外監査役

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

伊藤鉄男氏は、直接に企業経営に関与した経験はありませんが、法律の専門家としての豊富な知識及び経験を有しております。現在は社外取締役として、当社経営に対する監督と幅広い提言を行っており、引き続き、当社の業務課題を的確に把握し、妥当で適正な意思決定を行うための質疑に貢献していただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っていただく予定です。

#### 略歴、当社における地位及び担当

1985年10月 (財)日本エネルギー経済研究所入所  
2011年6月 同所理事 地球環境ユニット ユニット総括  
2011年7月 (一財)日本エネルギー経済研究所理事 計量分析ユニット担任  
2019年6月 当社取締役（現在に至る）  
2020年6月 (一財)日本エネルギー経済研究所常務理事 計量分析ユニット担任（現在に至る）

#### 重要な兼職の状況

(一財)日本エネルギー経済研究所常務理事 計量分析ユニット担任

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山下ゆかり氏は、直接に企業経営に関与した経験はありませんが、エネルギー経済及びエネルギー・環境政策等の調査・研究を行う研究所での研究活動を通じて高い見識を有しております。現在は社外取締役として、当社経営に対する監督と幅広い提言を行っており、引き続き、当社が総合エネルギー企業として長期的な発展を目指すうえで有益な提言をいただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っていただく予定です。

候補者番号

9

かわさき ひでいち  
川崎 秀一

再任

生年月日

1947年1月10日生

所有する当社の株式数

1,000株

在任年数

3年

取締役会出席状況

14回中14回 (100%)

#### 略歴、当社における地位及び担当

1970年 4月 沖電気工業(株)入社  
2001年 4月 同社執行役員  
2004年 4月 // 常務執行役員  
2005年 6月 // 常務取締役  
2009年 4月 // 代表取締役副社長  
2009年 6月 // 代表取締役社長執行役員  
2016年 4月 // 代表取締役会長  
2018年 6月 // 取締役会長  
2020年 6月 当社取締役 (現在に至る)

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

川崎秀一氏は、情報通信等の分野でグローバルに展開する企業における豊富な企業経営経験を通じ、企業経営全般に関する高い見識を有しております。現在は社外取締役として、当社経営に対する監督と幅広い提言を行っており、引き続き、当社が直面する様々な業務課題への対応について、長年の経験に基づいた有益な提言をいただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。

また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っていただく予定です。

候補者番号

10

きたい くみこ  
北井久美子

再任

生年月日

1952年10月29日生

所有する当社の株式数

—

在任年数

1年

取締役会出席状況

11回中9回 (82%)

#### 略歴、当社における地位及び担当

1976年 4月 労働省入省  
1999年 7月 静岡県副知事  
2005年 8月 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
2006年 9月 中央労働委員会事務局長  
2007年 8月 中央労働災害防止協会専務理事  
2012年 4月 弁護士登録 (第二東京弁護士会) (現在に至る)  
2014年 7月 勝どき法律事務所弁護士 (現在に至る)  
2022年 6月 当社取締役 (現在に至る)

#### 重要な兼職の状況

勝どき法律事務所弁護士  
宝ホールディングス(株)社外監査役  
大崎電気工業(株)社外監査役

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

北井久美子氏は、直接に企業経営に関与した経験はありませんが、官庁等における労働行政等の豊富な行政経験を通じた高い見識や労働法制をはじめとする法律に関する豊富な知識を有しております。現在は社外取締役として、人材戦略や健康経営を含む当社の直面する様々な課題に対して幅広く提言を行っており、引き続き、法律の専門家の視点から当社経営に対する監督と幅広い提言をいただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。

候補者番号 11

すぎやま よしくに  
杉山 美邦

再任

生年月日

1954年10月11日生

所有する当社の株式数

在任年数

1年

取締役会出席状況

11回中10回 (91%)

## 略歴、当社における地位及び担当

1978年 4月 (株)読売新聞社入社  
 2010年 6月 (株)読売新聞東京本社取締役  
**2011年 6月 (株)読売新聞グループ本社取締役 (現在に至る)**  
 2011年 6月 (株)読売新聞東京本社常務取締役  
 2012年 6月 同社 専務取締役  
 2014年 6月 (株)読売新聞西部本社代表取締役社長  
 2015年 6月 (株)読売新聞大阪本社代表取締役社長  
 2019年 6月 日本テレビホールディングス(株)取締役  
 2020年 6月 同社 代表取締役社長  
**2022年 6月 当社取締役 (現在に至る)**  
**2022年 6月 日本テレビホールディングス(株)代表取締役会長執行役員 (現在に至る)**

## 重要な兼職の状況

(株)読売新聞グループ本社取締役  
 日本テレビホールディングス(株)代表取締役会長執行役員  
 日本テレビ放送網(株)代表取締役会長執行役員

## 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

杉山美邦氏は、新聞社等での高い見識や豊富な企業経営経験を有しております。現在は社外取締役として、客観的・中立的な立場から当社の企業価値向上のために必要な取り組みについて、国内外の情勢を踏まえて幅広い提言を行っており、引き続き、当社経営に対する監督と、当社の持続的な成長の促進及び中長期的な企業価値の向上に資する幅広い提言をいただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者の当社における担当につきましては、本招集ご通知57頁に記載のとおりであります。
2. 候補者藤田昌宏氏は(株)ジャパックスグラフ代表取締役社長を兼務しており、当社は同社との間で原油の取引を行っております。また、同氏は日本海洋石油資源開発(株)代表取締役社長を兼務しており、当社は同社からキャッシュ・マネジメント・システムによる資金の寄託を受けております。候補者石井美孝氏は福島ガス発電(株)代表取締役社長を兼務しており、当社は同社に担保の提供を行うとともに、同社の社債の引受及び同社との間での業務委託契約の締結を行っております。また、同氏は(同)網走バイオマス第2発電所の職務執行者を兼務しており、当社は同社に債務保証を行っております。
- なお、その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 候補者伊藤鉄男氏、山下ゆかり氏、川崎秀一氏、北井久美子氏及び杉山美邦氏は社外取締役候補者であります。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、本議案において各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 当社と候補者伊藤鉄男氏、山下ゆかり氏、川崎秀一氏、北井久美子氏及び杉山美邦氏は会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。本議案において各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、本招集ご通知59頁に記載のとおりであります。本議案において各取締役候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 山下ゆかり氏は、戸籍上の氏名は丹羽ゆかりですが、職務上使用している氏名で表記しております。

7. 杉山美邦氏が2018年6月から2020年6月まで社外取締役を務めていた日本郵便(株)は、保険商品の不適正な募集行為等を行ったことを理由に、2019年12月に総務省及び金融庁より業務停止命令及び業務改善命令等を受けました。同氏は処分の対象となる行為につきまして関与しておりませんが、社外取締役として事実の解明と再発防止策の策定に取り組むなど、その職責を果たしております。

### 【ご参考】社外役員の独立性判断基準及び資質

当社は、民間企業の経営者経験者、法律家等で、豊富な経験や高い識見に基づく当社経営に対する監督と幅広い提言を期待できる方を社外役員に指名しております。また、東京証券取引所の定める独立性判断基準のほか、以下の全てに該当しない場合、独立性を満たすと判断しております。

1. 当社に対して製品、サービスを提供する会社であって、当社の支払額が、当該取引先の直近3事業年度のいずれかにおける連結売上高の2%を超える会社の業務執行者
2. 当社の借入額が、当社の直近3事業年度のいずれかにおける連結総資産の2%を超える会社の業務執行者
3. 当社が製品、サービスを提供する会社であって、当社への支払額が、当社の直近3事業年度のいずれかにおける連結売上高の2%を超える会社の業務執行者
4. 当社から役員報酬以外にコンサルタント、会計専門家又は法律専門家として直近3事業年度のいずれかにおいて1,000万円を超える報酬を得ている者（法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
5. 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者の二親等内の親族
  - (1) 1. から4. までに掲げる者
  - (2) 当社の子会社の業務執行者
  - (3) 当社の子会社の業務執行者でない取締役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
  - (4) 過去3年間において、(2)、(3)又は当社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。)に該当していた者

### 【ご参考】取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方

- ・取締役会は、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理及び業務執行の監視という観点から、多様性や妥当な規模を確保するとともに、様々な知識・経験・能力を有する取締役で構成される必要があると考えております。
- ・本総会後の取締役・監査役（予定）の知識・経験・能力を一覧化したスキル・マトリックスは、次のとおりであります。

(注) 下表は、各氏の有するスキルのうち主なものに印を付けており、各氏の有する全ての知識・経験・能力を表すものではありません。

また、「企業経営」には、会社以外の組織・団体における経営経験を含みます。

	氏名	役職	企業経営	財務・会計・税務	法務・リスクマネジメント	ESG・サステナビリティ	エネルギー産業に関する知見	グローバルビジネス	技術・DX
1	渡辺 修	取締役会長	○			○	○	○	
2	藤田昌宏	代表取締役社長	○		○	○	○	○	
3	石井美孝	代表取締役	○			○	○		○
4	山下通郎	取締役		○	○		○		
5	中島俊朗	取締役		○	○	○	○		
6	手塚和彦	取締役	○				○		○
7	伊藤鉄男	社外取締役			○	○			
8	山下ゆかり	社外取締役				○	○	○	○
9	川崎秀一	社外取締役	○			○		○	○
10	北井久美子	社外取締役			○	○			
11	杉山美邦	社外取締役	○		○	○	○		
12	中村光良	常勤監査役			○		○		○
13	本山喜彦	常勤監査役			○		○		○
14	川北 力	社外監査役	○	○	○				
15	本山博史	社外監査役	○	○	○				





## 第3号議案

**役員賞与支給の件**

当期に在籍した取締役14名のうち社外取締役を除く8名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与を総額63,400,000円支給することといたしたく存じます。

本議案は、本招集ご通知59頁及び60頁に記載の取締役の報酬等の額の決定に関する方針等に則るものであり、加えて、あらかじめ指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しておりますので、相当であるものと判断しております。

## 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、2020年6月26日開催の当社第50回定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を更新いたしました（以下、更新後の対応策を「旧プラン」といいます。）が、旧プランは、本定時株主総会の終結の時をもってその有効期間が満了することになります。

当社は、旧プランの有効期間満了に先立ち、2023年5月12日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、旧プランの内容を一部改定した上、更新すること（以下「本更新」といい、本更新後のプランを「本プラン」といいます。）といたしました。

本更新に際しては、近時の買収防衛策に関する裁判例や実務動向等を踏まえ、本プランの内容について全般的に見直しを行っております。

つきましては、当社定款第12条に基づき、下記2. 「提案の内容」の要領により新株予約権無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任していただくことをお願いするものであります。

### 1. 提案の理由

#### (1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を執ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## (2) 本更新の目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記(1)に記載した基本方針に沿って更新されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当社株券等に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としています。

## 2. 提案の内容

### (1) 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買取者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めています。

買取者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買取者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合や、当社株券等の大量買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を充たす場合には、当社は、買取者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が原則として買取者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社定款の下で取り得る合理的な施策を実施します。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買取者以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買取者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会において、その客観的な判断を経ることとしています。また、当社取締役会は、これに加えて、本プランに従い新株予約権の無償割当てを実施する場合には、原則として、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様のご意思を確認いたします。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしています。

## (2) 本プランの発動に係る手続

### (a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①から③までのいずれかに該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株券等保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>を行う者の株券等所有割合<sup>6</sup>及びその特別関係者<sup>7</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- ③ 上記①もしくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、(i)当社の株券等の取得をしようとする者又はその共同保有者<sup>8</sup>もしくは特別関係者（以下、本③において「株券等取得者等」といいます。）が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該株券等取得者等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係<sup>9</sup>を樹立する行為<sup>10</sup>であって、(ii)当社が発行者である株券等につき当該株券等取得者等と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような行為

買付等を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本プランに定める手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

### (b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を含む法的拘束力のある書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、条件又は留保等が付されていないものとします。）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下これらをあわせて「意向表明書」と総称します。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社又は独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

### (c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した様式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙1「独立委員会規則の概要」、本更新時における独立委員会の委員の略歴等については、別紙2「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。

独立委員会が、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、当社は、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社に追加的に提供していただきます。

## 記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び買付者等を被支配法人等<sup>11</sup>とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、法令等の遵守状況、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引及び当社の株券等に関する過去の取引の詳細等を含みます。）<sup>12</sup>
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- ③ 買付等の価額及びその算定根拠
- ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意その他の買付等に関する意思連絡の有無
- ⑤ 買付者等による当社の株券等の過去における取得又は処分に関する情報
- ⑥ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑦ 買付等の後における当社グループの経営方針、経営体制、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑧ 買付等の後における当社の株主の皆様、当社グループの従業員、労働組合、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者に対する対応方針
- ⑨ 買付者等の国内外の法規制（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び外国の競争法を含みます。）への抵触可能性に関する具体的情報
- ⑩ 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関係に関する情報
- ⑪ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑫ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

### (d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

#### ① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び追加的に提出を求めた情報（もしあれば）を受領した場合、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討（必要に応じ、外部専門家による検討を含みます。）等に必要な時間を考慮して適宜回答期限（当社グループの事業の規模、性格、多様性等を考慮し、45日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対

する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するように要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記①記載のとおり情報の提供を要求した場合には）当社取締役会からの情報等（追加的に提供を要求したのものも含まれます。）を受領してから適切な期間（当社グループの事業の規模、性格、多様性等を考慮し、45日を上限とします。）が経過するまでの間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、買付者等と協議・交渉等を行うことができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との協議・交渉等に必要とされる合理的な範囲内で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします（但し、延長期間の合計は、30日間を上限とします。）。

(e) 独立委員会による勧告等の手続

独立委員会は、上記の手続を踏まえて、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

① 本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由（以下「発動事由」と総称します。）のいずれかに該当すると判断した場合には、引き続き買付者等より情報提供を受け又は買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当て等を実施するに際し、事前又は事後に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては全ての本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後に買付者等が買付等を中止・撤回し、買付等が存しなくなった場合<sup>13</sup>

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により発動事由が存しなくなった場合

## ② 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等について発動事由に該当しないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

## (f) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際し原則として<sup>14</sup>、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます<sup>15</sup>。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認するものとします。

## (g) 取締役会の決議

当社取締役会は、上記(f)に基づき株主意思確認総会が開催された場合には、当該株主意思確認総会の決議に従い決議を行うものとします。

他方、当社取締役会は、独立委員会により上記(e)に基づく勧告がなされた場合であって、株主意思確認総会が開催されない場合には、当該勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

## (h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、関連する法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、意向表明書・買付説明書を提出せずに行う買付等を行う買付者等の存在が判明した場合には、かかる事実、独立委員会検討期間が開始した事実並びに独立委員会検討期間の延長が行われた場合には、かかる事実、延長期間及びその理由を含みます。）、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

## (3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランを発動して本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

## 記

### 発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することに相当性が存する場合

### 発動事由その2

以下の各号のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することに相当性が存する場合

- (a) 次に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
  - ① 株券等を買い占め、その株券等について当社又は当社の関係者に対して高値で買取りを要求する行為
  - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、当社グループの従業員、顧客、取引先その他の当社グループに係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- (d) 買付者等による買付等の後の経営方針又は事業計画等の内容が不十分又は不適当であるため、エネルギーの安定供給の確保又は需要家の利便の確保に重大な支障をきたすおそれがあること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合



#### (4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

##### (a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する株主総会決議又は取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

##### (b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

##### (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

##### (d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

##### (e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

##### (f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(i)項の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)買付者等、(Ⅱ)買付者等の共同保有者、(Ⅲ)買付者等の特別関係者、もしくは(Ⅳ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅲ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者(その共同保有者・特別関係者を含みます。)、又は、(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者の関連者<sup>16</sup>(以下、(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、原則として<sup>17</sup>、本新株予約権を行使することができません。なお、当社取締役会は、ある者が非適格者に該当するかを判断するにあたり<sup>18</sup>、独立委員会の意見を聴取し、独立委員会の判断を最大限尊重するものとします。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者の保有する本新株予約権も適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記(i)項②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。  
また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合<sup>19</sup>には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。
- ③ 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降の日で取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者が有する本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使が原則として認められないとされているもの<sup>20</sup>を対価として交付することができます。当該新株予約権の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において定めるものとします。
- ④ その他の取得に関する事項については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付  
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行  
本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他  
上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細（非適格者の本新株予約権の取扱いに関する事項を含みます。）は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

#### (5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会の決議による、本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間と同じく、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、その有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設もしくは改廃が行われ、かかる新設もしくは改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主の皆様の不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議による委任の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

#### (6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2023年5月12日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

1. 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
2. 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
3. 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
4. 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
5. 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
6. 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
7. 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
8. 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
9. 「当該株券等取得者と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはこれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が存するか否かの判定は、現在又は過去の資本関係（共同支配の関係を含みます。）、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等や、当該株券等取得者及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。
10. 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の判断を尊重し合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。
11. 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
12. 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。
13. 例えば、既に開始している買付等を中止・撤回（買付等が公開買付けの方法により実施されている場合には、公開買付けの撤回の公告（金融商品取引法第27条の11第2項本文）がなされることを要します。）をした上で、①買付等を一定の期間実施しないこと、②一定の期間以内に株券等保有割合を一定の割合まで減少させること、③一定の期間、臨時株主総会招集請求権を行使しないこと等を誓約する旨の書面を差し入れ、当該誓約書を遵守する場合は考えられます。
14. 例えば、買付者等が、本プランに定められた手続を遵守せず、買付等を実行しようとする場合には、株主総会を開催する時間が存しなかったり、株主の皆様が買付等の是非を判断するために必要な情報を確保することができないことから、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、株主意思確認総会を経ることなく、新株予約権の無償割当てを実施することがあります。
15. 株主意思確認総会は、本新株予約権の無償割当ての実施に係る取締役会決議後、本新株予約権の無償割当ての効力発生日前に開催されるものを含みます。
16. ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と実質的に共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。
17. 具体的には、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止もしくは撤回又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当

該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。)として当社取締役会が認めた割合(以下「非適格者株券等保有割合」といいます。)が、20%を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、20%を下回る割合の範囲内で行使することができること等が例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

18. 但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、非適格者に該当しないものとします。
19. 例えば、当初、買付者等の特別関係者であった者が、本プランの発動の後に、当該買付者等との関係を解消し、非適格者に該当しないこととなった場合等が考えられます。
20. 但し、一定の場合には、非適格者による当該新株予約権の行使が認められる旨の条件を付すことがあります。具体的には、買付者等が、既に開始している買付等を中止・撤回(買付等が公開買付けの方法により実施されている場合には、公開買付けの撤回の公告(金融商品取引法第27条の11第2項本文)がなされることを要します。)した上で、①買付等を一定の期間実施しないこと、②一定の期間以内に株券等保有割合を一定の割合まで減少させること、③一定の期間、臨時株主総会招集請求権を行使しないこと等を誓約する旨の書面を差し入れ、当該誓約書を遵守する場合には、かかる買付者等その他の非適格者は、その保有する当該新株予約権につき、一定の割合の範囲内に限り行使することができることなどが定められることなどがありません。

以上

## 独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役（選任される予定の者を含む。）、(ii)当社社外監査役（選任される予定の者を含む。）、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施、本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得、当社取締役会が判断すべき事項のうち当社取締役会が独立委員会に諮問した事項についての決定、その他本プラン所定の事項等を行う。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以上

## 独立委員会委員略歴

本更新時における独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

伊藤 鉄男 (いとう てつお)  
(1948年3月15日生)

	職	歴
1975年 4月	検事任官	
2001年 6月	東京地方検察庁特別捜査部長	
2009年 1月	最高検察庁次長検事	
2011年 4月	弁護士登録 (第一東京弁護士会) (現在に至る)	
2011年 4月	西村あさひ法律事務所オブカウンセル (現在に至る)	
2016年 6月	当社取締役 (現在に至る)	

※伊藤 鉄男氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役です。  
※同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

山下 ゆかり (やました ゆかり)  
(1959年10月23日生)

	職	歴
1985年 10月	(財)日本エネルギー経済研究所入所	
2011年 6月	同所理事 地球環境ユニット ユニット総括	
2011年 7月	(一財)日本エネルギー経済研究所理事 計量分析ユニット担任	
2019年 6月	当社取締役 (現在に至る)	
2020年 6月	(一財)日本エネルギー経済研究所常務理事 計量分析ユニット担任	

(現在に至る)

※山下 ゆかり氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役です。  
※同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

川北 力 (かわきた ちから)  
(1954年10月15日生)

	職	歴
1977年 4月	大蔵省 (現 財務省)	入省
2010年 7月	国税庁	長官
2012年 10月	一橋大学大学院法学研究科	教授
2013年 6月	伊藤忠商事(株)	社外取締役
2014年 10月	損害保険料率算出機構	副理事長
2019年 6月	コナミホールディングス(株)	社外監査役
2022年 6月	当社	監査役 (現在に至る)

※川北 力氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役です。

※同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上



## (ご参考) 買収防衛策のための新株予約権無償割当てに関するQ & A

本Q & Aは、株主総会参考書類としてではなく、本プランについてわかりやすく説明することを目的として参考として添付されるものです。正確かつ詳細な内容については、本招集ご通知17ページ以降及び当社の2023年5月12日付プレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご参照下さい。

Q1. 買収防衛策更新の目的は何ですか。

A. 第4号議案にてご承認をお願いしております本プランは、当社株式の大量買付が行われる場合の当社における手続を定め、その際、それに応じるべきか否かを株主の皆様が判断したり、当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保するとともに、買付者等との協議・交渉の機会等を確保するためのものです。当社としては、以上のとおり、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることに資するものと考えているため、既存の買収防衛策の有効期間満了を受け、買収防衛策を更新することといたしました。

Q2. 今回更新される買収防衛策について前回のプランとの違いは何ですか。

A. 前回のプランからの主な変更点は、①本プランの対象となる「買付等」の定義、②買収者に対して提供を要請する情報の内容、③本プランの発動に際して株主意思を確認する方法、④本プランの発動に際して割り当てる新株予約権の内容、及び、⑤独立委員会における決議事項などです。

Q3. 本プランの概要を説明して下さい。

A. 本プランは、有事の際に新株予約権の無償割当てを行う事前警告型ライツプランです。具体的には、次のような内容を有しています。

- ① 当社が発行者である株券等について20%以上の買付等（所定の共同協調行為を含みます。）を行うことを希望する買付者等は、予め本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書及び買付内容等の検討に必要な情報等を記載した買付説明書を当社に対して提出していただきます。
- ② 取締役会は、買付説明書を速やかに独立委員会に送付し、独立委員会は、取締役会に対し、上記買付内容に対する意見や根拠資料、これに対する代替案（もしあれば）等を提出するよう求めることがあります。
- ③ 独立委員会は、買付者等や取締役会から情報を受領した後、専門家等の助言を独自に得つつ、買付内容の検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉等を行います。
- ④ (i)買付者等が、本プランの手続を遵守しない場合や(ii)買付等が、当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害すると認められる等の所定の事由に該当し、かつ、これに対抗することが相当であると認められる場合には、当社は、必ず独立委員会の判断を経た上で、新株予約権の無償割当ての実

施を決議することを予定しています。また、当社は、新株予約権の無償割当ての実施に関しては、原則として株主の意思を確認するものとし、

- ⑤ 本プランを発動する場合に割当てられる新株予約権には、①買付者等などの非適格者による権利行使は原則として認められないという行使条件、並びに②当社が非適格者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項、及び当社が非適格者から非適格者の行使が原則として認められないとされている他の新株予約権と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されています。これにより非適格者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該非適格者の有する当社株式の議決権割合は最大で約50%まで希釈化される可能性があります。

Q 4. 当社の買収防衛策は合理性が高いと聞いていますが、具体的にどのような点で合理性が高いのでしょうか。

A. 本プランの合理性を示す特徴は次のとおりです。

項目	当社の買収防衛策
株主意思	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本総会において承認を得ることにより株主意思を反映。</li> <li>・有効期間満了前でも、株主総会において廃止する旨の決議がなされた場合、または取締役会で廃止する旨の決議がなされた場合には、その時点で廃止されることから、本プランの消長には株主意思が反映。</li> <li>・新株予約権の無償割当ての実施に際しては原則として株主総会決議を経ることが必要。</li> </ul>
独立委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立性のある社外取締役等により構成される独立委員会を設置。</li> <li>・当社の独立委員会委員は、独立性のある社外取締役2名及び社外監査役1名により構成。</li> <li>・防衛策の発動に際しては、必ず独立委員会が所定の具体的な要件を判断した上で行う勧告を経ることが必要。</li> <li>・当社の費用で専門家の助言を受けることができる。</li> </ul>
手続開始要件 発動要件	合理的かつ客観的な要件の設定。
有効期間 (サンセット条項)	3年間
取締役会の構成	取締役全11名中、5名が独立性のある社外取締役（ただし、本総会において本招集ご通知6ページから12ページに記載の取締役候補者が選任された場合）。
廃止	株主総会決議または取締役会決議によりいつでも廃止可能。
目的・発動要件・ 手続等情報開示	プレスリリース、株主総会の議案・参考書類、及び株主総会等において十分な情報開示を行う。
招集通知の発送	株主総会の3週間前である2023年6月5日（月曜日）に発送。

Q5. 本プランの更新によって株主にはどのような影響があるのでしょうか。

A. 本プランの更新時にあたっては、新株予約権無償割当て自体は行われませんので、株主の皆様には直接的な影響が生じることはありません。

次に、買付者等が出現し、本プランが発動されたときは、当社以外の株主の皆様には、新株予約権が無償で割当てられます。新株予約権の無償割当てを受けた株主の皆様は、行使期間開始日後、新株予約権の目的たる当社株式1株当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払い込むことにより、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式の交付を受けることができます。仮に株主の皆様がこのような行使手続を行わなければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

もっとも、当社が、新株予約権を取得すると引換えに当社株式を交付する場合には、買付者等以外の株主の皆様は、ご自身で行使手続を行うことなく、相応の当社株式の交付を受けることができます。当社がかかる取得の手続を行った場合、買付者等以外の株主の皆様は、新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをしなくとも、当社株式を受領することができますので、結果的には、保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

Q6. 新株予約権無償割当てが実施された場合には、株主はどのような手続を行う必要があるのでしょうか。

A. ① 新株予約権の行使

新株予約権無償割当てにより割当てられた新株予約権を行使する場合には、株主の皆様は、行使期間内に、原則として、新株予約権の行使に際してご提出いただく書類（株主の皆様が行使条件を充足すること等の表明保証条項等を含む当社所定の書式によります。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を提出した上、原則として、行使期間内に、行使価額に相当する金銭を払い込んでいただきます。

② 当社による新株予約権取得の手続

当社取締役会が新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付する旨の決定をした場合、当社は、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付します。この場合、株主の皆様には、当社所定の書式による書面の提出をお願いする場合があります。

Q7. 新株予約権無償割当てにより割当てられる新株予約権の行使条件のなかで、外国の適用法令上、新株予約権の行使にあたり所定の手続等が必要とされる非居住者（外国居住者）も、原則として新株予約権を行使することができないとされていますが、非居住者はこの本プランにより不利益を被るのでしょうか。

A. まず、非居住者である株主の所在する国において適用法令上、新株予約権の行使に際して証券の登録義務の履行等の所定の手続を履行する等の必要が存しない場合には、かかる非居住者も新株予約権を行使することができます。

また、当該非居住者である株主の所在する国において新株予約権の行使に際して証券の登録義務等の所定の手続が課される場合であっても、適用除外規定が利用できる場合等は、当該適用除外規定の要件を充足することを条件として、原則として新株予約権を行使することができます。

さらに、当該非居住者の有する新株予約権について当社による取得条項の発動による取得の対象としても適用法令に抵触しないことが確認された場合には、当社による当社株式を対価とした新株予約権の取得がなされれば、これらの非居住者に対しても当社の株式が交付されることとなります。

以 上

# 事業報告

〔自 2022年4月 1日〕  
〔至 2023年3月31日〕

## 1. 企業集団の現況

### (1) 事業の経過及び成果

当年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響下においても経済社会活動の正常化が進み、個人消費などを中心に緩やかな回復基調にあります。一方、世界的な金融引締めに伴う海外景気の後退が我が国の景気を下押しすることも懸念されています。

原油C I F 価格は、年度当初の1バレル100ドル台後半から、ウクライナ危機を受けた原油需給の逼迫により上昇し、年度前半に110ドル台後半に達しました。その後、中国における新型コロナウイルスの感染再拡大に伴う需要鈍化懸念や、米国連邦準備制度理事会（FRB）による利上げ等による米国経済への影響の懸念から下落傾向にあり、年度末では80ドル台半ばとなっております。

為替相場は、年度当初は1米ドル120円台前半であり、年度前半から後半にかけて円安傾向が強まりました。1月以降、円高に転じたものの、年度末時点では130円台半ばとなっております。この結果、当社グループの原油販売価格は、前年度に比べ、年度平均では上昇しました。

一方、国内の天然ガス販売については、石油製品等の競合燃料との価格競争に加え、電力・ガス小売全面自由化のもとエネルギー業界全体で競争が継続し、市場環境は当社グループにとって厳しい状況にありました。

近年、世界的な脱炭素化の更なる加速など、当社グループを取り巻く事業環境は大きく変化しております。これらの事業環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、当社グループでは、世界的な2050年のCO<sub>2</sub>実質排出量ゼロ達成のために、当社が果たすべき責務と取り組む課題を整理し、今後の当社の対応方針及び事業展開の方向性を示した「JAPEX2050～カーボンニュートラル社会の実現に向けて～」（「JAPEX2050」）を2021年5月に、また、収益力の強化と2030年以降を見据えた事業基盤の構築を基本方針とする「JAPEX経営計画2022-2030」を2022年3月に、それぞれ策定・公表し、これらに基づき、鋭意事業を推進しております。

## 業績の状況

当年度の業績について、E & P (Exploration & Production) 事業の売上高は、原油の販売価格が上昇したものの、2021年度にカナダでのオイルサンド探鉱開発事業を推進するジャパン カナダ オイルサンド社 (JACOS社) 全株式を譲渡したことで希釈ビチューメンの販売が無くなったことなどにより、前年度に比べ173億円減 (-23.6%) の560億円となりました。

また、インフラ・ユーティリティ事業の売上高は、天然ガス (国内) 及び電力の販売数量が減少したものの、天然ガス (国内)、液化天然ガス及び電力の販売価格上昇などにより、前年度に比べ938億円増 (+78.3%) の2,136億円となりました。

これに、その他の事業の売上を加えた売上高は、前年度に比べ873億円増 (+35.1%) の3,364億円となりました。

### 〔連結売上高〕

(百万円)

	2021年度 第52期	2022年度 第53期	増 減 (%)	
<b>E &amp; P 事業</b>	<b>73,422</b>	<b>56,063</b>	<b>-17,359</b>	<b>(-23.6)</b>
原油	41,056	55,703	+14,646	(+35.7)
希釈ビチューメン	31,121	-	-31,121	(-100.0)
天然ガス (海外)	1,244	360	-883	(-71.0)
<b>インフラ・ユーティリティ事業</b>	<b>119,845</b>	<b>213,657</b>	<b>+93,812</b>	<b>(+78.3)</b>
天然ガス (国内)	58,024	97,360	+39,336	(+67.8)
液化天然ガス	22,596	51,572	+28,976	(+128.2)
電力	34,320	58,735	+24,414	(+71.1)
その他	4,903	5,988	+1,084	(+22.1)
<b>その他の事業</b>	<b>55,872</b>	<b>66,771</b>	<b>+10,898</b>	<b>(+19.5)</b>
請負	6,395	7,750	+1,354	(+21.2)
石油製品・商品	47,354	56,573	+9,218	(+19.5)
その他	2,122	2,447	+325	(+15.3)
<b>〔 連 結 売 上 高 〕</b>	<b>249,140</b>	<b>336,492</b>	<b>+87,351</b>	<b>(+35.1)</b>

- (注) 1. ビチューメンとはオイルサンド層から採取される超重質油であり、また、希釈ビチューメンとはパイプライン輸送のために超軽質油で希釈したビチューメンであります。
2. インフラ・ユーティリティ事業の「天然ガス（国内）」は、国内において導管により供給されるガスであり、国産天然ガスとLNG気化ガスの合計であります。国産天然ガスの生産拠点と、気化ガスの製造拠点であるLNG基地とは当社パイプライン網で連結され、これらのガスは当社供給ネットワークで一体となって販売されることから、インフラ・ユーティリティ事業に区分しております。
3. インフラ・ユーティリティ事業の「その他」には天然ガスの受託輸送及び発電燃料用LNGの気化受託が含まれております。

売上総利益は、JACOS社全株式を譲渡したことにより希釈ビチューメンの販売が無くなったものの、原油及びLNG価格の上昇に伴い国内の原油及び天然ガスの販売価格が上昇したことなどにより、前年度に比べ462億円増（+92.6%）の961億円となりました。

営業利益については、探鉱費が25億円増加し、販売費及び一般管理費が14億円増加しましたが、上記の増収を受け、前年度に比べ422億円増（+213.4%）の620億円となりました。

経常利益については、主にデリバティブ利益を計上したことなどにより、前年度に比べ394億円増（+90.3%）の831億円となりました。

さらに、2021年度に計上したJACOS社全株式を譲渡したことによる子会社株式売却損や、JAPEX Montney Ltd.(ジャペックス モントニー社)が保有するカナダ ブリティッシュ・コロンビア州のシェールガス鉱区の権益等譲渡による権益譲渡損が無くなったことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度に比べ983億円増の673億円となりました。

### 〔連結業績〕

(百万円)

	2021年度 第52期	2022年度 第53期	増 減 (%)	
売上高	249,140	336,492	+87,351	(+35.1)
売上総利益	49,903	96,111	+46,208	(+92.6)
営業利益	19,809	62,085	+42,276	(+213.4)
経常利益	43,674	83,130	+39,456	(+90.3)
親会社株主に帰属する当期純利益	-30,988	67,394	+98,383	(-)

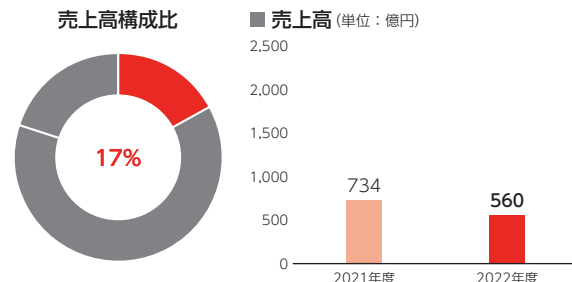
(注) 当社グループの内部管理上の数値で営業利益を区分すると、主にE & P事業で431億円、インフラ・ユーティリティ事業で246億円となり、前年度からの増減は、以下のとおりであります。

- ・ E & P事業は、主に国内において、原油・天然ガス販売価格が上昇した結果、前年度に比べ202億円増となりました。
- ・ インフラ・ユーティリティ事業は、LNGスポット価格の高騰により国内のLNG平均輸入価格が上昇し、天然ガスや電力の販売単価が上昇したことに加え、前年度に発生したLNG調達先のトラブルによる代替スポット調達に伴う一過性要因のコスト増加がなくなったことなどにより、前年度に比べ210億円増となりました。

## 事業の概況

事業分野ごとの概況は以下のとおりであります。なお、事業分野におけるE & P事業とは、石油・天然ガスの探鉱、開発・生産、及び輸送・販売を行う事業のことです。

### < E & P 事業 >



当年度における当社グループが関与する主要な国内の掘削作業及び主要な海外のプロジェクトの状況は次のとおりであります。

#### 【国内の掘削作業の状況】

作業地域	坑井名	坑井種別	作業期間	結果
新潟県小千谷市	片貝 SK-31H/ 31D-1	探掘井	2022.7~(作業中)	

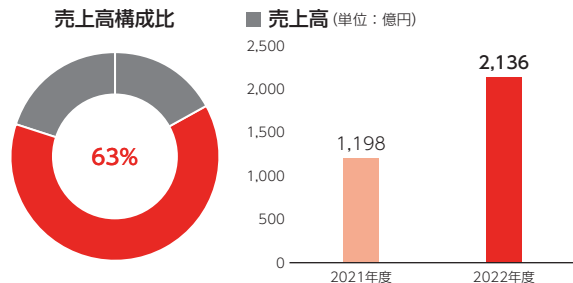
#### 【主要な海外のプロジェクトの状況】

対象国 (地域)	会社名	概況
インドネシア (ジャワ島東部海域)	Energi Mega Pratama Inc. (エネルギーメガプラタマ社)	・生産物分与契約に基づく探鉱開発事業。現地操業会社 Kangean Energy Indonesia Ltd. (カンゲアン エナジーインドネシア社) により既存油・ガス田の生産を実施中。
米国 (テキサス州・オクラホマ州)	Japex (U.S.) Corp. (ジャペックス・ユーエス社)	・米国テキサス州・オクラホマ州での鉱区リース契約及び共同開発契約に基づく共同開発事業。シェールオイルの生産及び開発作業を実施中。
ロシア (サハリン島陸棚)	サハリン石油ガス開発(株) (S O D E C O)	・生産物分与契約に基づく共同探鉱開発事業。
英国北海 (アバディーン沖合海域)	JAPEX UK E&P Ltd. (ジャペックス ユーケーイー アンドピー社)	・ライセンス契約に基づく、ネプチューンエナジー社 (英国) 他との共同探鉱開発事業。評価作業の結果、2019年3月に最終投資決定を実施し、開発作業を実施中。
イラク (イラク南部陸上)	(株) ジャペックスガラフ	・開発生産サービス契約に基づくペトロナス社他との共同開発事業。原油の生産を行うと共に日量23万バレルへの段階的な増産にむけての開発作業を実施。

(注) SODECOが参加するロシア・サハリン島及びその陸棚における原油・天然ガス開発事業については、ロシア連邦政府により新会社が設立され、生産物分与契約に基づく全ての権利義務は新会社に承継されました。SODECOは、ロシア連邦政府から権益比率に応じた新会社の持分引き受けの許可を得ております。



## <インフラ・ユーティリティ事業>



国内の天然ガスの供給については、新潟・仙台間及び白石・郡山間ガスパイプライン等を活用して、沿線地域の需要開拓に積極的に取り組んでいます。また、北海道においては、勇払LNG受入基地・LNG内航船を有効に活用するなどして、道内の天然ガスの安定供給に万全を期しております。加えて、パイプライン沿線以外の地域における天然ガスの需要に対応するため、タンクローリーを利用したLNGサテライト供給を行っております。

また、東日本大震災以降、地域に根ざした安定的なエネルギー供給、効率的エネルギー利用が求められていることから、エネルギーサービス事業を通じた地産地消エネルギーシステムの構築などにも取り組んでおります。

(注) エネルギーサービス事業とは、エネルギー(熱源)周りに関するシステムの操業から運用、メンテナンスまで一貫したソリューションを提供する事業であります。

さらに、低炭素・脱炭素化の流れが急速に強まっており、当社においてもカーボンニュートラル施策として、2021年11月よりカーボンニュートラル天然ガス及びカーボンニュートラルLNGの販売を行っております。

ガス供給に関しては、東北太平洋沿岸地域等の天然ガス需要増に積極的に対応するとともに、「天然ガス一貫供給体制の構築」と「供給・調達両面における多様化」を進めており、相馬LNG基地(福島県相馬郡新地町)で受け入れたLNGを気化し、当社パイプラインにて供給しております。加えて、LNG気化ガスを利用した天然ガス火力発電事業として、同LNG基地の隣接地において、当社が出資する福島ガス発電(株)が福島天然ガス発電所1号機及び同2号機により発電を行い、当社は当該電力を主として小売電気事業者に販売しております。また、当社は同社よりLNG気化業務を受託し、同発電所向け燃料ガスを供給しております。

なお、2022年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震により相馬LNG基地及び福島ガス発電(株)において設備の一部が被災し、安全確保のため一時的に運転を停止しましたが、速やかに確認及び点検並びに必要な復旧対応を行い、同年3月20日までに運転を再開しております。このような背景から、より災害に強い基地及び発電所を目指し対策工事を鋭意進めております。

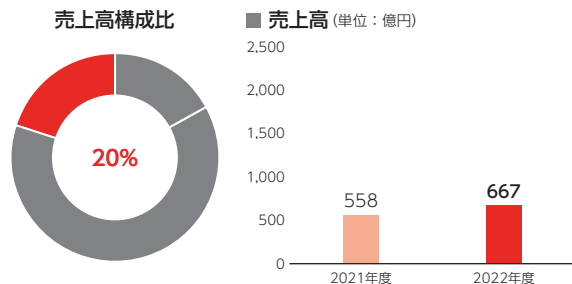
さらに、低環境負荷エネルギーの普及拡大を目指し、各種再生可能エネルギー事業への参画を積極的に進めております。当年度においては、現在進行中のプロジェクトを着実に推進するとともに、風力発電事業やバイオマス発電事業を中心に、事業化検討や新規案件獲得に取り組んでおります。過年度の投資済案件を含め、当社が投資している各再生可能エネルギー事業の概要は次のとおりであります。

投資対象/スキーム	事業主体	概要
バイオマス発電事業		
長府バイオマス発電所 (約75MW、山口県下関市)	長府バイオパワー(同) (当社39.9%出資)	・発電燃料は木質ペレット。 ・2022年7月に着工し、営業運転開始は2025年1月の予定。
網走バイオマス発電所 (約20MW、北海道網走市)	(同)網走バイオマス第2発電所・(同)網走バイオマス第3発電所 (当社33.8%出資)	・発電燃料は国内材木質チップ。 ・2号機は2022年10月、3号機は2023年3月に営業運転開始。
大洲バイオマス発電所 (50MW、愛媛県大洲市)	大洲バイオマス発電(株) (当社約35%出資)	・発電燃料は木質ペレット。 ・2022年6月に着工し、営業運転開始は2024年8月の予定。
田原バイオマス発電所 (50MW、愛知県田原市)	田原バイオマス発電所(同) (当社39.9%出資)	・発電燃料は木質ペレット。 ・2022年9月に着工し、営業運転開始は2025年4月の予定。
太陽光発電事業		
勇払太陽光発電所 (13MW、北海道苫小牧市)	ソーラーパワー苫小牧(株) (当社20%出資)	・FIT制度を活用した太陽光発電事業。 ・営業運転開始は2014年11月。
太陽光発電投資ファンド	PHOTONサステナブルソーラー投資事業有限責任組合 (当社は有限責任組合員として参画)	・投資対象は国内の開発段階または稼働中の太陽光発電事業。 ・非FIT案件 (FIP制度、コーポレートPPAなど) を中心に組み入れることを計画。 ・ファンド総額は最大100億円。 ・運営期間は20年 (投資期間5年、運用期間15年)。

- (注) 1. FIT : Feed-in Tariffの略。再生可能エネルギー固定価格買取制度。  
2. FIP : Feed-in-Premiumの略。再生可能エネルギー買取時に市場価格に補助額を上乗せした価格で買取を行う制度。  
3. コーポレートPPA : 企業等の電力需要家と発電事業者や小売電事業者間の長期の電力購入契約。PPAは電力購入契約 (Power Purchase Agreement) の略。

加えて、低炭素化に資するエネルギーとして天然ガス・LNGが東南アジアを中心に引き続き需要拡大が見込まれる中、海外でのLNG供給インフラ事業 (LNG受入基地やパイプラインなどのインフラ事業やガス販売事業) への参入の検討も進めております。当年度においては、2021年12月に当社と現地パートナー企業であるITECO JOINT STOCK COMPANY (ITECO社) 並びにITECO社既存株主との間で締結した株式売買契約に基づき、当社はITECO社の発行済み株式を取得しました。

## <その他の事業>



当社グループにおいては、坑井等の掘削、物理探鉱作業等の各種作業請負や石油製品の製造、販売等の事業を行っております。

そのほか当社は、E & P事業で培った技術と知見を活かしたカーボンニュートラル社会実現に向けた取り組み、新技術の開発等を推進しております。その中でも、2021年5月に策定・公表した「JAPEX2050」を着実に実行し、2050年のネットゼロ社会実現に貢献すべく、当社の特徴を活かした事業化検討を進めていきます。

まず、CCS (Carbon dioxide Capture and Storage：二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) 回収・貯留) / CCUS (Carbon dioxide Capture, Utilization, and Storage：二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) の回収・有効活用・貯留) については、日本CCS調査(株)を通じて「苫小牧CCUS大規模実証試験プロジェクト」に参画しており、2019年11月にCO<sub>2</sub>の海底下への累計貯留量30万トンを達成後、モニタリングを継続しております。また、同プロジェクトで得た技術的知見を活かし、苫小牧エリア及び東新潟エリアでハブ&クラスター型CCS/CCUSモデル事業立ち上げに向けた検討を進めております。さらに、海外においても、インドネシア及びマレーシアで現地パートナー企業と共同でCCS/CCUS事業の実現可能性調査を進めております。

(注) ハブ&クラスターとは、複数のCO<sub>2</sub>排出源やCO<sub>2</sub>貯留サイトを連結するCCS/CCUSネットワークを指します。

メタンハイドレートについては、日本メタンハイドレート調査(株)が国による公募を経て2019年度以降のメタンハイドレート研究開発事業に参画することとなり、当社は同社を通じ、日本周辺での簡易生産試験を含む実証試験実施に向けた検討を進めてきました。

海洋鉱物資源については、当年度までは当社及び子会社の(株)地球科学総合研究所が「J-MARES (次世代海洋資源調査技術研究組合)」のメンバーとして、内閣府による戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) に参画し、革新的な調査・開発技術の研究開発及び環境影響評価技術の開発を進めてきました。今後は当社が出資する次世代海洋調査(株)を通じて、海洋資源調査技術の実用化に係る研究・開発・調査等を進めてまいります。

## 当社製品の生産・販売の状況

当年度の原油、天然ガス等の生産・販売の状況（数量）は次のとおりであります。

### 〔当社グループの生産量〕

製 品 名	2021年度 第52期	2022年度 第53期	増 減 (%)
原 油 [kL]	806,390	751,616	- 54,773 (- 6.8)
天 然 ガ ス [千m <sup>3</sup> ]	674,588	523,998	- 150,590 (- 22.3)
液 化 天 然 ガ ス [t]	2,136	1,258	- 878 (- 41.1)
ビ チ ュ ー メ ン [kL]	656,377	-	- 656,377 (-100.0)
電 力 [千kWh]	2,655,529	2,509,471	- 146,057 (- 5.5)

(注) 天然ガスの生産量の一部は、液化天然ガスの原料として使用しております。

なお、当社グループの主要な油・ガス田は、勇払油ガス田（北海道）、申川油田、由利原油ガス田、鮎川油ガス田（以上秋田県）、岩船沖油ガス田、東新潟、吉井、片貝各ガス田（以上新潟県）、ガラフ油田（イラク）等であります。また、原油は、米国テキサス州・オクラホマ州におけるシェールオイル共同開発事業により生産された数量を含んでおります。このほか、2021年度のビチューメン及びシェールガスの生産量には、それぞれJACOS社及びジャベックス モントニー社が保有していたカナダ ハンギングストーン鉱区及びカナダ ノースモントニー鉱区にて生産された数量を含んでおります。また、電力は、主に福島天然ガス発電所（福島県）にて発電されております。

### 〔当社グループの販売量〕

製 品 名	2021年度 第52期	2022年度 第53期	増 減 (%)
原 油 [kL]	669,926	695,633	+ 25,707 (+ 3.8)
希 釈 ビ チ ュ ー メ ン [kL]	959,777	-	- 959,777 (-100.0)
天 然 ガ ス ( 海 外 ) [千m <sup>3</sup> ]	130,214	11,494	- 118,720 (- 91.2)
天 然 ガ ス ( 国 内 ) [千m <sup>3</sup> ]	1,061,244	989,051	- 72,192 (- 6.8)
液 化 天 然 ガ ス [t]	295,536	340,503	+ 44,966 (+ 15.2)
電 力 [千kWh]	3,023,294	3,005,864	- 17,430 (- 0.6)

(注) 上記の販売量には商品売上の数量が含まれております。

## (2) 対処すべき課題

当社は、世界的な脱炭素化の進展による不可逆的なエネルギー需要構造などの変化を踏まえ、2021年5月に、カーボンニュートラル社会実現に向けて当社が果たすべき責務と今後の事業展開の方向性を整理した「JAPEX2050」を策定・公表いたしました。

また、収益力強化と2030年以降を見据えた事業基盤の構築を基本方針とする「JAPEX経営計画2022-2030」を2022年3月に策定・公表いたしました。

「JAPEX2050」及び「JAPEX経営計画2022-2030」の要旨は以下のとおりであります。

### 【JAPEX2050】

#### 1) GHG排出削減目標

・ 自社操業の排出量 (Scope 1 + Scope 2) の「2050年ネットゼロ」実現

- 第1段階として、当社操業のCO<sub>2</sub>排出原単位を2030年度までに、2019年度比で40%削減します。

(注) Scope 1：事業者または家庭が所有または管理する排出源から発生する温室効果ガスの直接排出

Scope 2：電気、蒸気、熱の使用に伴う温室効果ガスの間接排出

・ 自社サプライチェーン排出量 (Scope 3) の削減に寄与する事業領域の強化

- CO<sub>2</sub>実質排出量削減を目指し、新たな技術の確立や環境負荷の低いエネルギー供給で貢献します。

(注) Scope 3：Scope 2を除くサプライチェーンの間接排出

#### 2) カーボンニュートラル社会実現に向け注力する取り組み

##### ① CO<sub>2</sub>圧入・貯留技術を核としたネットゼロ達成へ貢献する分野の事業化

- 国内トップランナーとして、CCS/CCUSの早期の実用化と事業化を目指します。
  - ・ 実施候補地点（深部塩水層）の調査・選定、圧入坑井の掘削、貯留したCO<sub>2</sub>のモニタリングなどで、石油・天然ガスE & Pで培った当社の強みを最大限に活用

(注) 深部塩水層：飲料に適さない古海水（塩水）を含んだ地下深部の砂岩層等のこと。石油・天然ガスの貯留層と比較し地理的分布が広く、CO<sub>2</sub>貯留の可能性が期待される

- ・ 分離・回収されたCO<sub>2</sub>の輸送に関しては、天然ガス・LNG（液化天然ガス）供給に関する経験や知見を活用し貢献

- CCS/CCUSとの連携が期待できる、カーボンニュートラルに関する協業や参入を目指します。

- ・ BECCS（Bio-energy with Carbon Capture and Storage：CCS付きバイオマス発電）、CCS付き天然ガス火力発電所などを想定

- ・ ブルー水素や、メタネーションなどカーボンリサイクル分野への参入を視野

## ②再生可能エネルギープロジェクトの参画拡大

- 従来事業の知見や経験を活かしながら、当社が参画する再生可能エネルギープロジェクトの拡大を目指していきます。
  - ・ 天然ガス発電の経験を活用できるバイオマスや、E & Pの知見との親和性が高い洋上風力を中心に、候補案件の拡大を含む事業化検討を推進

## ③石油・天然ガスの安定供給

- 石油・天然ガスは今後も世界の主要なエネルギーの一つであるという認識のもと、当社はその需要に引き続き応えていきます。
- 「石油・天然ガスからの完全な脱却」ではなく、CCS/CCUSなど脱炭素技術の併用による「カーボンニュートラル社会」の実現を、総合エネルギー企業として目指していきます。
  - ・ 天然ガス開発プロジェクトへの参画と、参画プロジェクトへのCCS/CCUS導入検討
  - ・ 石炭や重油からの燃料転換需要に対応する、天然ガス・LNGの多様な供給方式の横展開

1) 基本方針

収益力の強化と、2030年以降を見据えた事業基盤の構築

- ・ E & P 分野、インフラ・ユーティリティ分野、カーボンニュートラル分野における重点項目の推進を通じて、資本コストに見合う利益水準の達成と株主還元強化を実現

2) 経営目標

① 定量目標

- ・ 事業利益：2026年度に300億円、2030年度に500億円
- ・ ROE：2026年度に5%、2030年度に8%
- ・ 利益構成（E & P 分野：E & P 以外の分野）：2026年度に6：4、2030年度に5：5

（注）事業利益：各分野の営業利益および持分法投資利益等（投資事業有限責任組合契約や匿名組合契約にもとづき分配される利益を含む）の合計から、本社管理費等約60億円を減じた値。原油価格想定はJCC 50USD/bbl。

② カーボンニュートラル関連目標

- ・ 2030年度までに当社既存国内油・ガス田などを活用したハブ&クラスター型CCS/CCUSモデル事業を立ち上げ
- ・ 2030年度までに自社操業におけるGHG排出原単位を2019年度比40%削減

3) 資金配分

キャッシュイン5,000億円のうち、4,500億円を成長投資に、500億円を株主還元配分

4) 分野別事業利益目標と重点項目

① E & P 分野

早期の収益規模拡大へ貢献しつつ、低炭素化へも対応

- ・ 事業利益目標：2026年度に230億円、2030年度に270億円
- ・ 重点項目

国内：既存油・ガス田における石油・天然ガスの安定生産、既存油・ガス田および周辺の追加開発、油ガス生産操業拠点のGHG排出量削減対応

海外：既存プロジェクトの着実な遂行、新規権益取得

## ②インフラ・ユーティリティ分野

油価変動など外部環境の変化に耐えうる事業構造への移行

・事業利益目標：2026年度に120億円、2030年度に270億円

・重点項目

国内：ガス供給量の維持・拡大、FGP発電所の安定運転継続、再生可能エネルギー開発中案件の着実な進捗と参入案件追加

海外：LNG供給インフラ開発案件への参入、再生可能エネルギー参入検討

(注) FGP：福島天然ガス発電所を運営する、福島ガス発電(株) (当社33%出資) の略

## ③カーボンニュートラル分野

2050年カーボンニュートラル社会への円滑な移行に貢献

・事業利益目標：2026年度に10億円、2030年度に20億円

・重点項目

国内：既存油・ガス田などを活用したハブ&クラスター型CCS/CCUSモデル事業立ち上げ等

海外：CCS先進地域での案件参入、新興国におけるCCS/CCUS実現可能性調査への参加

## 5) 株主還元

2023年3月期中間・期末配当から、連結配当性向30%を目安に各期の業績に応じた配当を行うことを基本方針としつつ、事業環境の変化等により一時的に業績が悪化した場合でも、一株当たり年間50円配当の維持に努めます。(ただし、特別損益等の特殊要因により親会社株主に帰属する当期純利益が大きく変動する事業年度については、その影響を考慮し配当額を決定します。)

当社は、「JAPEX2050」及び「JAPEX経営計画2022-2030」の着実な遂行により、2050年カーボンニュートラル社会実現への貢献と、総合エネルギー企業としての成長と企業価値のさらなる向上を引き続き目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



## 【ご参考】 当社のサステナビリティへの取組み

### 基本的な考え方

当社は、エネルギーの安定供給を使命とし、事業活動そのものがCSRであると考えています。この考えのもと、CSRやサステナビリティに関する方針と重点課題を経営レベルで議論・決定し、JAPEXグループ全体で取り組んでいます。

当社は、CSRを全社で体系的に推進する方針のもと、CSR重点課題「SHINE」を特定しています。2023年には、CSR重点課題「SHINE」と2022年に策定した「JAPEX経営計画2022-2030」とをつなぐものとして、「マテリアリティ」を定義しています。「マテリアリティ」では、当社の持続的成長のために今特に取り組むべき4つの課題を、「SHINE」の中から特定しています。

5つのCSR重点課題「SHINE」は以下を指しております。

- |  |   |  |   |
|--|---|--|---|
| <p><b>S エネルギー安定供給</b></p> <p>① エネルギー安定供給<br/>② 新技術の開発<br/>③ 気候変動への対応</p> | <p><b>Stable and sustainable energy supply</b></p> <p>7 エネルギーをみんなに<br/>そしてクリーンに</p> <p>9 産業と技術革新の<br/>基盤をつくらう</p> <p>13 気候変動に<br/>具体的な対策を</p> | <p><b>H 企業文化としてのHSE</b></p> <p>④ 労働安全衛生の確保<br/>⑤ 汚染防止・資源循環<br/>⑥ 生物多様性・生態系保全</p> | <p><b>HSE as our culture</b></p> <p>6 安全な水とトイレ<br/>を世界中に</p> <p>12 つくる責任<br/>つかう責任</p> <p>15 陸の豊かさも<br/>守ろう</p>             |
| <p><b>I 誠実性とガバナンス</b></p> <p>⑦ ガバナンス<br/>⑧ 危機管理<br/>⑨ コンプライアンス</p>       | <p><b>Integrity and governance</b></p> <p>10 人や国の不平等<br/>をなくそう</p> <p>16 平和と公正を<br/>すべての人に</p>  | <p><b>N 社会との良好な関係構築</b></p> <p>⑩ ステークホルダーとの共生・発展</p>                             | <p><b>Being a good Neighbor</b></p> <p>4 質の高い教育を<br/>みんなに</p> <p>9 産業と技術革新の<br/>基盤をつくらう</p> <p>17 パートナシップで<br/>目標を達成しよう</p> |
| <p><b>E 選ばれる魅力ある職場</b></p> <p>⑪ 従業員の多様性尊重と人材育成<br/>⑫ 公正で働きやすい職場</p>      | <p><b>The Employer of choice</b></p> <p>5 ジェンダー平等を<br/>実現しよう</p> <p>8 働きがいも<br/>経済成長も</p>   |  |   |

※CSR重点課題「SHINE」は、以上のとおり、SDGsに掲げる各要素と対応しております。

4つのマテリアリティは以下を指しております。

#### <「事業を通じた社会貢献」に向けた課題>

##### エネルギー安定供給

- ・2050年カーボンニュートラル社会においても、石油・天然ガスは社会に必要な不可欠なエネルギーであり続けると考えます
- ・この考えのもと、今後も石油・天然ガスの開発を通じて、エネルギー安定供給に取り組みます

##### カーボンニュートラル事業の確立

- ・将来においてもエネルギーの安定供給を実現するため、CCS等を事業として確立し、カーボンニュートラル社会に貢献します

#### <「経営基盤の強化」に向けた課題>

##### 人材育成とダイバーシティ推進

- ・人材は価値創造の源泉であり、当社の経営計画実現の要です
- ・人材育成により従業員一人ひとりの価値創出能力を高めるとともに、ダイバーシティを進めることで会社全体としての総合力強化を図ります

##### デジタル・トランスフォーメーション (DX)

- ・データとデジタル技術の戦略的活用により付加価値の高い業務に専念できる職場環境を実現し、さらなる企業価値向上へと挑戦を続けていきます

## 気候変動対応

カーボンニュートラル対応方針である「JAPEX2050」において、自社操業拠点からのGHG排出量（Scope 1 + 2）の2050年ネットゼロ、2030年にGHG排出原単位▲40%（2019年度比）の目標を掲げています。毎年の削減目標もCSR実行計画で設定し、GHG排出削減に取り組んでいます。

また、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」に基づいた社内プロセス強化に取り組んでおり、取締役会、経営会議、社内各種委員会（サステナビリティ委員会、経営リスク委員会など）で気候変動のリスクや機会を審議、報告する体制を構築しています。2022年度からは、気候変動ガバナンス強化のため、役員報酬を全社気候変動対応目標の達成度の結果に連動させることとしています。

2021年からは情報開示の充実のため、国際的な環境情報開示のプラットフォームであるCDPの気候変動への回答を開始し、2022年度の回答でA - 評価を獲得いたしました。

今後も取り組みの強化及び開示情報の充実に努めます。

## 人的資本経営の推進

当社は、経営計画のもと、総合エネルギー企業への成長を目指すため、人材戦略を支える基本的な考え方を定めています。会社・従業員の行動や人材育成のための環境整備については、「人材育成基本方針」、「社内環境整備方針」、加えて人材の多様性の確保について、「JAPEXダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン（DE&I）方針」を制定しております。2023年4月にはDE&I方針のもと、「同性パートナーシップ規程」を制定し、同時に性的マイノリティに対する偏見や差別を防ぐため、「ハラスメント防止規程」を改定し、SOGI（Sexual Orientation and Gender Identity：性的志向や性自認）に関するハラスメントを防止すべき対象に追加しています。また、社長を責任者として健康経営を推進するにあたり、「JAPEX健康経営宣言」を制定しています。2022年度の人材育成の施策として、経営計画の実現に向け、DX推進や新しい事業分野への転換に資するリスキリングプログラムを開始しました。DE&I推進では、方針を踏まえた行動計画や目標を策定しており、目標の達成に向けた取り組みを強化しています。健康経営の推進では、当社が3大健康課題と捉えている「生活習慣改善」「禁煙」「女性の健康課題」について重点的に取り組みました。

今後も取り組みの強化及び開示情報の充実に努めます。

## 人権の尊重

持続可能な社会実現に向けた社会的課題解決へ取り組むにあたり、バリューチェーン全体で事業活動に関わるステークホルダーの人権の尊重を推進する当社の基本姿勢を定めたJAPEXグループにおける「人権方針」を2023年3月に制定いたしました。また、2022年度の人権デューデリジェンスとして、当社の人権尊重に関する取り組みの現状把握と課題抽出を実施しました。2023年度以降も継続的な人権デューデリジェンスを実施し、当社事業活動に関わるステークホルダーの人権を尊重するよう努めます。

### (3) 設備投資の状況

当年度における設備投資額は381億円であり、有形固定資産及び無形固定資産の受入額であります。主なものとしては、国内の生産施設工事等のほか、米国テキサス州・オクラホマ州におけるシェールオイル共同開発事業に係る開発費に加え、英領北海海上鉱区（通称 シーガル鉱区）における開発費等が含まれております。また、当年度におけるイラク ガラフ油田の開発に係る生産物回収勘定への支出額は277億円であります。

### (4) 資金調達の状況

当年度中、記載すべき事項はありません。

### (5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況、他の会社の事業の譲受けの状況、他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況、吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

### (6) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

[単位：百万円](※を除く)

区 分	2019年度 第50期	2020年度 第51期	2021年度 第52期	2022年度 第53期
売上高	318,822	240,078	249,140	336,492
経常利益	32,635	10,001	43,674	83,130
親会社株主に帰属する 当期純利益	26,815	-2,725	-30,988	67,394
1株当たり当期純利益(※)	469円18銭	-47円73銭	-545円64銭	1,236円65銭
総資産	627,132	624,786	471,941	568,180
純資産	440,157	434,492	402,770	457,169
1株当たり純資産額(※)	7,046円18銭	7,011円36銭	6,679円85銭	7,849円18銭

(注) 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第52期の期首から適用しており、第52期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況

## ① 親会社の状況

当社には親会社はありません。

## ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容 (対 象 地 域)
白 根 瓦 斯 (株)	3,000	100.0	新潟県燕市、新潟市におけるガスの製造、供給及び販売
(株)地球科学総合研究所	2,100	100.0	物理探鉱作業請負、物理探鉱技術開発
(株)物理計測コンサルタント	446	100.0	物理検層、マッドロッキング作業請負
エスケイエンジニアリング(株)	300	100.0	坑井掘削、エンジニアリング業務請負
秋田県天然瓦斯輸送(株)	250	100.0	秋田県におけるパイプラインによる天然ガス輸送
エ ス ケ イ 産 業 (株)	90	100.0	石油製品の製造及び販売、不動産管理及び保険代理店
(株)ジャペックスパイプライン	80	100.0	パイプライン及び関連施設の保守、管理
北 日 本 オ イ ル (株)	80	100.0	原油及び石油製品の仕入販売、廃油の再生処理
Japex (U.S.) Corp. (ジャペックス・ユーエス社)	(千米ドル) 180,000	100.0	石油資源(シェールオイルを含む)の開発、生産 (米国テキサス州、オクラホマ州)
J A P E X U K E & P L t d . (ジャペックスユーケーイーアンドピー社)	(千英ポンド) 151,662	100.0	石油資源の探鉱開発 (英国北海アバディーン沖合海域)
(株)ジャペックスエネルギー	90	90.0	石油製品等及びLNGの仕入販売
北 日 本 防 災 警 備 (株)	30	87.3	産業防災業務、警備保障業務
日 本 海 洋 石 油 資 源 開 発 (株)	5,963	70.6	日本海大陸棚の石油資源の探鉱開発、生産
(株)ジャペックスガラフ	20,930	55.0	石油資源の探鉱開発、生産 (イラク共和国南部陸上)

(注) 1. Japex (U.S.) Corp.は、2022年4月5日から2022年10月5日までに127,000千米ドルの増資を行いました。  
2. J A P E X U K E & P L t d .は、2022年5月23日から2023年3月24日までに41,000千英ポンドの増資を行いました。

### ③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容 (対象地域)
(株) テルナイト	98	47.0	掘削用泥水調整剤の製造販売、泥水技術サービス
東北天然ガス(株)	300	45.0	東北地方における天然ガス、石油系燃料の購入、販売
(同)網走バイオマス第2発電所	1,297	33.8	北海道網走市における国内材木質チップを用いたバイオマス発電事業の推進
福島ガス発電(株)	537	33.3	福島県相馬港における天然ガス火力発電事業の推進
Energi Mega Pratama Inc. (エネルギーメガプラタマ社)	(千米ドル) 1,000	25.0	石油資源の探鉱開発、生産 (インドネシア共和国ジャワ島東部海域)
サハリン石油ガス開発(株) (S O D E C O)	22,592	15.3 (30.6)	石油資源の探鉱開発、生産 (ロシアサハリン島陸棚)

- (注) 1. 当社の出資比率欄の( )は、国(経済産業大臣)を除く民間株主出資分中の当社の出資比率であります。  
 2. 当社は、2022年12月16日に保有する北九州エル・エヌ・ジー・ローリー販売(株)全株式を譲渡いたしました。  
 3. SODECOが参加するロシア・サハリン島及びその陸棚における原油・天然ガス開発事業については、ロシア連邦政府により新会社が設立され、生産物分与契約に基づく全ての権利義務は新会社に承継されました。SODECOは、ロシア連邦政府から権益比率に応じた新会社の持分引き受けの許可を得ております。

### ④ その他重要な出資会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容 (対象地域)
(株) I N P E X	290,809	4.1 (5.2)	石油資源の探鉱開発、生産

(注) 当社の出資比率欄の( )は、国(経済産業大臣)を除く民間株主出資分中の当社の出資比率であります。

### (8) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループでは、次のとおり原油・天然ガスの探鉱開発や、国内におけるインフラ基盤を活用した天然ガスの供給や電力事業等を行っております。

種別	事業内容
E & P事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内における原油の探鉱開発、生産、仕入及び販売、並びに天然ガスの探鉱開発、生産</li> <li>海外における原油・天然ガスの探鉱開発、生産及び販売</li> </ul>
インフラ・ユーティリティ事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内における天然ガス(LNGを含む)の販売、輸送</li> <li>発電、電力の販売</li> <li>天然ガスの受託輸送、発電燃料用LNGの気化受託</li> </ul>
その他の事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>石油製品の製造、販売等</li> <li>坑井の掘削作業、坑井に関する作業、物理探鉱作業、パイプライン保守管理等の請負</li> </ul>

## (9) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

当社本社		東京都千代田区
国内事業拠点	当社 北海道事業所	北海道苫小牧市
	秋田事業所	秋田県秋田市
	長岡事業所	新潟県長岡市
	相馬事業所	福島県相馬郡新地町
	仙台事務所	宮城県仙台市
	技術研究所	千葉県千葉市
	日本海洋石油資源開発(株) 本社	東京都千代田区
	新潟鉱業所	新潟県新潟市
	白根瓦斯(株)	新潟県燕市
	(株)地球科学総合研究所	東京都文京区
	(株)物理計測コンサルタント	東京都千代田区
	エスケイエンジニアリング(株)	東京都千代田区
	(株)ジャベックスパイプライン	新潟県長岡市
	北日本防災警備(株)	新潟県新潟市
	エスケイ産業(株)	東京都港区
	(株)ジャベックスエネルギー	東京都台東区
	北日本オイル(株)	山形県酒田市
秋田県天然瓦斯輸送(株)	秋田県秋田市	
海外事業拠点	当社 ヒューストン事務所	米国テキサス州ヒューストン市
	ジャカルタ事務所	インドネシア共和国ジャカルタ市
	アバディーン事務所	英国アバディーン市
	ドバイ事務所	アラブ首長国連邦ドバイ
	シンガポール事務所	シンガポール共和国

## (10) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

## ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前年度末比増減
1,617名 (482)	-17名 (+39)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は( )内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
954名 (220)	-11名 (+15)	40.5歳	15.7年

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は( )内に外数で記載しております。

2. 平均年齢、平均勤続年数の算出にあたっては、使用人のうち他社からの出向者等(138名)を除外しております。

(11) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

記載すべき事項はありません。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当年度中、記載すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 120,000,000株
- ② 発行済株式の総数 54,300,076株
- ③ 株主数 20,540名
- ④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
経済産業大臣	19,432,724株	35.79%
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	6,341,800	11.68
(株)INPEX	2,852,212	5.25
CEP LUX-ORBIS SICAV	1,913,104	3.52
(株)日本カストディ銀行(信託口)	1,384,500	2.55
JFEエンジニアリング(株)	924,012	1.70
(株)みずほ銀行	720,152	1.33
JPMorgan証券(株)	615,320	1.13
JP MORGAN CHASE BANK 385632	504,810	0.93
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	482,986	0.89

(注) 持株比率は、自己株式(2,630株)を控除して算出しております。

⑤ 当年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	2,200株	2名

(注) 1. 当社の株式報酬の内容は、下記「(3) 会社役員(株)の状況 ④取締役及び監査役の報酬等の額の決定に関する方針等」及び「(3) 会社役員(株)の状況 ⑤取締役及び監査役の報酬等の総額(注)7.」に記載のとおりであります。

2. 当社の株式報酬制度では、株式の交付は取締役の退任時であり、上記は、退任した取締役に対して交付された株式を記載しております。



## ⑥ その他株式に関する重要な事項

### イ) 自己株式の取得に関する事項

当社は、資本効率の向上及び株主還元の充実を図るため、2021年11月9日開催の取締役会において下記のとおり自己株式の取得を決議しており、2022年4月1日から2022年8月31日までの期間に普通株式1,414,100株を総額4,262,517,963円で取得しております。

- ・取得対象株式の種類 当社普通株式
- ・取得し得る株式の総数 3,000,000株（上限）
- ・株式の取得価格の時価総額 80億円（上限）
- ・取得方法 自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付
- ・取得する期間 2021年11月10日～2022年11月9日

### ロ) 自己株式の消却に関する事項

当社は、発行済株式総数の減少を通じて株主利益の増大を図るため、上記2021年11月9日開催の取締役会において、同取締役会の決議にもとづき取得した自己株式の全数を消却するものと決議しており、当年度中に以下のとおり消却いたしました。

- ・消却した株式の種類 当社普通株式
- ・消却した株式の総数 2,854,700株
- ・消却した株式の取得価格の総額 7,999,894,323円
- ・消却した日 2022年9月30日

## (2) 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 長 会 社	渡 辺 修	日本海洋石油資源開発(株)取締役
代 表 取 締 役 社 長 社 長 執 行 役 員	藤 田 昌 宏	日本海洋石油資源開発(株)代表取締役社長 (株)ジャベックスグラフ代表取締役社長
代 表 取 締 役 副 社 長 執 行 役 員	石 井 美 孝	社長補佐 電力事業本部長、秘書室担当 カーボンニュートラル関連事業統轄 福島ガス発電(株)代表取締役社長 (同)網走バイオマス第2発電所職務執行者
取 締 役 専 務 執 行 役 員	山 下 通 郎	経理部、プロジェクト組成支援部担当
取 締 役 常 務 執 行 役 員	平 田 敏 幸	海外事業第一本部長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	中 島 俊 朗	コーポレートコミュニケーション室、経営企画部担当
取 締 役	伊 藤 鉄 男	西村あさひ法律事務所オブカウンセル 旭化成(株)監査役
取 締 役	山 下 ゆ か り	(一財) 日本エネルギー経済研究所常務理事
取 締 役	川 崎 秀 一	
取 締 役	北 井 久 美 子	勝どき法律事務所弁護士 宝ホールディングス(株)監査役 大崎電気工業(株)監査役
取 締 役	杉 山 美 邦	(株)読売新聞グループ本社取締役 日本テレビホールディングス(株)代表取締役会長執行役員 日本テレビ放送網(株)代表取締役会長執行役員
常 勤 監 査 役	中 村 光 良	
常 勤 監 査 役	本 山 喜 彦	
監 査 役	川 北 力	(公財) ソルト・サイエンス研究財団理事長 (株)野村資産承継研究所理事長
監 査 役	本 山 博 史	(株)アクティオホールディングス取締役副社長

- (注) 1. 取締役 中島俊朗、北井久美子及び杉山美邦、監査役 本山喜彦、川北 力及び本山博史は、2022年6月28日開催の第52回定時株主総会で新たに就任いたしました。
2. 取締役 大関和彦、伊藤 元及び小島 明、監査役 中島敬雄は、2022年6月28日付で退任いたしました。
3. 監査役 下村恒一及び渡辺裕泰は、2022年6月28日付で辞任いたしました。
4. 取締役 伊藤鉄男、山下ゆかり、川崎秀一、北井久美子及び杉山美邦は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 監査役 川北 力及び本山博史は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
6. 監査役 川北 力は、財務省等での行政執行や大学院教授としての経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見

- を有しております。
7. 監査役 本山博史は、長年に亘る金融機関での経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
  8. 取締役 伊藤鉄男は、高砂熱学工業(株)の監査役を兼職しておりましたが、2022年6月21日付で同社監査役を退任しております。また、同氏の旭化成(株)の兼職は社外監査役に該当いたします。なお、兼職先のうち、西村あさひ法律事務所との間に、法律事務に関する委任契約がありますが、同事務所に対する取引金額は当期連結売上高の1%未満であります。
  9. 取締役 山下ゆかりは、国際エネルギー経済学会 (International Association for Energy Economics, Inc.) の理事を兼職しておりましたが、2022年12月31日付で退任しております。また、同氏の兼職先である(一財)日本エネルギー経済研究所との間には調査業務の受委託の取引があり、当社は同研究所の賛助会員であります。なお、同研究所に対する取引金額は当期連結売上高の1%未満であります。
  10. 取締役 北井久美子の宝ホールディングス(株)及び大崎電気工業(株)の兼職はいずれも社外監査役に該当いたします。なお、兼職先との間に記載すべき取引関係等はありません。
  11. 取締役 杉山美邦、監査役 川北 力及び本山博史の兼職先との間に記載すべき取引関係等はありません。
  12. 当社は取締役 伊藤鉄男、山下ゆかり、川崎秀一、北井久美子及び杉山美邦、監査役 川北 力及び本山博史を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 執行役員の状況 (2023年4月1日現在)

地 位	氏 名	担 当 ま た は 主 な 役 職
* 社長執行役員	藤 田 昌 宏	
* 副社長執行役員	石 井 美 孝	社長補佐、電力事業本部長、秘書室担当、カーボンニュートラル関連事業統轄
専務執行役員	菅 剛 志	営業本部長、資材部担当
* 専務執行役員	山 下 通 郎	経理部、プロジェクト組成支援部担当
* 常務執行役員	中 島 俊 朗	コーポレートコミュニケーション室、経営企画部、情報システム部担当
常務執行役員	阿 部 理	海外事業第一本部長
常務執行役員	手 塚 和 彦	技術本部長
常務執行役員	池 野 友 徳	環境事業推進部、新規事業推進部担当
常務執行役員	笠 宏 文	電力事業本部副本部長
常務執行役員	山 田 知 己	海外事業第二本部長
執行役員	中 野 正 則	長岡事業所長
執行役員	永 浜 泰	営業本部副本部長、営業本部北海道営業室長
執行役員	大 浜 正	LNG販売調達室担当
執行役員	安 居 徹	電力事業本部副本部長
執行役員	舟 津 二 郎	内部統制、総務法務部、人事部担当
執行役員	高 橋 利 宏	国内事業本部長、H S E 統括部担当
執行役員	須 田 暁	ガス供給・施設本部長

(注) \*印の執行役員は、取締役を兼務しております。

### ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料の被保険者の負担はありません。

#### イ) 当該保険契約の被保険者の範囲

- ・ 当社の取締役、監査役、執行役員、参与、フェロー及び管理職従業員（退任者及び退職者を含む）。
- ・ 当社子会社等の役員及び管理職従業員（退任者及び退職者を含む）。

※フェローは、当社の専門職の職務領域において、非常に高度な専門性をもって経営をサポートする業務を行う者として任命されております（2023年3月31日現在2名）。

※海外における当社関連会社の管理職従業員は被保険者の範囲に含まれません。

#### ロ) 当該保険契約の内容の概要

国内においては、当社及び本件保険契約の対象子会社について、被保険者が会社の役員として業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害（第三者賠償訴訟及び株主代表訴訟）が保険の対象とされております。

また、海外においては、当社並びに本件保険契約の対象子会社及び関連会社について、被保険者の不当な行為に起因して、保険期間中に、被保険者に対して最初に提起された損害賠償請求について、被保険者が被る損害等が保険の対象とされております。

ただし、違法行為による損害や他種の賠償責任保険により填補されうる損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

### ④ 取締役及び監査役の報酬等の額の決定に関する方針等

#### 【取締役の報酬等について】

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会で審議を行っております。

また、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針に基づき審議を行っているため、取締役会も基本的にその審議結果を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は、次のとおりであります。

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能しうる報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、その役位に応じた役割等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。</li> <li>・ 具体的には、取締役（社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬及び業績連動報酬（賞与及び株式報酬）で構成し、社外取締役の報酬は、経営の監督という職務に鑑み、基本報酬のみとする。</li> </ul>
基本報酬（金銭報酬）に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社の取締役の基本報酬は、月例の金銭による固定報酬とし、役位、世間相場や従業員給与とのバランス、在任年数等を総合的に勘案して決定する。</li> </ul>
業績連動報酬等及び非金銭報酬等に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業績連動報酬のうち賞与は、当該事業年度の業績貢献を測る指標として連結純利益をベースとし、役位、配当、従業員の賞与水準、各事業年度の取締役の会社経営に対する貢献度及び過去の業績や支給実績等を総合的に勘案して決定し、毎年一定の時期に金銭にて支給する。なお、取締役の会社経営に対する貢献度は、上記に掲げる業績への貢献のほか、年度目標・事業計画（温室効果ガス排出削減目標を含む）の達成度に加え、人材マネジメント、リーダーシップ及び実行力等により評価するものとする。</li> <li>・ 業績連動報酬のうち株式報酬は、株主総会で承認を得た報酬額の範囲内で、取締役会で承認された役員株式給付規程に基づき、役位及び業績（長期安定配当の基本方針を堅持する観点から、業績評価の指標として原則として年間配当額を用いる）等に応じて付与するポイント数に応じた数の当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を、原則として取締役の退任時に給付する。</li> </ul> <p>(注) 2023年度以降の事業年度に係る株式報酬の支給方針として、業績評価の指標は原則として総還元性向を用いることとしております。</p>
報酬等の割合に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報酬総額に占める業績連動報酬（賞与及び株式報酬）の割合は、基準額で30%程度を目安とし、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしてより一層機能しうる報酬体系とするため、適宜その割合の見直しを検討する。</li> </ul>
報酬等の決定等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び取締役の会社経営に対する貢献度等を踏まえた賞与の配分並びにそれらの具体的な支給時期とする。</li> <li>・ 基本報酬及び賞与の算定方法等については、指名・報酬委員会で事前に審議するものとし、代表取締役社長は当該審議結果を尊重して決定をしなければならないものとする。</li> <li>・ 株式報酬におけるポイントの給付にあたっては、指名・報酬委員会に事前に報告するものとする。</li> </ul>

#### 【監査役の報酬等について】

監査役の報酬については、株主総会の決議によって定められた報酬枠の範囲内において、監査役の協議によって決定しています。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の 総 額 (百万円)	報酬の種 類 別 の 総 額 ( 百 万 円 )			対象人数 (名)
		基本報酬	業 績 連 動 報 酬		
			賞 与	株式報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	388 (52)	312 (52)	62 (-)	13 (-)	14 (6)
監 査 役 (うち社外監査役)	65 (22)	65 (22)	-	-	7 (4)
合 計 (うち社外役員)	453 (74)	377 (74)	62 (-)	13 (-)	21 (10)

- (注) 1. 上記の対象人員には、2022年6月28日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び監査役1名並びに同総会終結の時をもって辞任した監査役2名を含みます。
2. 上記の金額は、当年度中に支給あるいは引当てのなされた役員報酬、役員賞与引当金及び株式報酬における取得ポイントに係る金銭相当額の引当額からなっております。
3. 上記報酬等の総額のほか、2015年6月24日開催の第45回定時株主総会の決議に基づき、退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給額として、2022年6月28日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名への退職慰労金として3百万円を支給しております。
4. 非金銭報酬に該当する報酬として、当社は、下記「(注) 7. 」のとおり、2020年6月26日開催の第50回定時株主総会決議を経て、取締役(社外取締役を除く)及び取締役を兼務しない執行役員に対する株式報酬制度(株式給付信託)を導入いたしました。また、当年度における株式の給付については、上記「(1) 株式の状況 ⑤当年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりであります。
5. 業績連動報酬は賞与及び株式報酬により構成されますが、算定に際しての業績指標は、賞与については当該年度の業績貢献を測る指標としての連結純利益であり、株式報酬については長期安定配当を堅持する当社基本方針における業績評価としての年間配当額としております。これら指標の設定につきましては、当該年度における業績を着実に維持向上させる意識を高めるとともに、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。賞与及び株式報酬の算定方法は、上記「④取締役及び監査役の報酬等の額の決定に関する方針等」の【取締役の報酬等について】の「業績連動報酬等及び非金銭報酬等に関する方針」及び下記「(注) 7. 」に記載のとおりであります。なお、これら業績連動報酬の算定指標の実績として、賞与の指標となる連結純利益の推移は、上記1. (6)「直前3連結会計年度の財産及び損益の状況」のとおりであり、株式報酬の指標となる年間配当額は、第52期(2021年度)では50円でした。
6. 取締役の金銭報酬につき、下記のとおり株主総会で決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名(うち社外取締役5名)であります。

株 主 総 会 決 議 の 日	2022年6月28日(第52回定時株主総会)
決 議 の 概 要	月額5,000万円以内(うち社外取締役分 月額500万円以内) ※使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない

7. 取締役の株式報酬につき、下記のとおり株主総会で決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、8名であります。

株主総会決議の日		2020年6月26日（第50回定時株主総会）
決議の概要		<ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役等に対する株式報酬制度（株式給付信託）を導入し、取締役の金銭報酬とは別枠で、株式報酬を当社の取締役に對して支給する</li> <li>・株式給付信託は下記のとおりとし、詳細については取締役会に一任する</li> </ul>
株式給付信託の概要	制度概要	当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される制度
	給付対象者	取締役（社外取締役を除く）及び取締役を兼務しない執行役員
	給付時期	退任時
	給付株数	下記「ポイント算出方法」に従い算出されるポイントを累計。退任時に給付株式が決定（1ポイント＝1株）
	ポイント付与の対象期間とタイミング	役員就任（再任）後の1年間（定時株主総会日～翌年の定時株主総会日前日まで）を対象とし、定時株主総会日に付与
	ポイント付与条件	毎年の定時株主総会の前事業年度の末日（前年度3月末）に在任していたこと
	ポイント算出方法	役員株式給付規程に基づき役位及び業績等に応じて算出 （*）業績評価の指標を年間配当額（目標値50円）とし、この目標値における支給率を100%とした場合の変動幅を0～120%の範囲で決定。
	対象期間	初回は2022年度までの3年間、以降、5年毎を想定
	信託金額（報酬等の額）	本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出 ① 当初の3事業年度：141百万円（うち、取締役分として63百万円）を上限 ② 以降5事業年度毎：235百万円（うち、取締役分として105百万円）を上限
当社株式の取得方法	原則、証券取引市場取得（当社自己株式処分可）	

なお、上記「ポイント算出方法」に関して、2023年3月31日開催の取締役会において、2023年度以降の事業年度に係る株式報酬の支給方針として、業績評価の指標は原則として総還元性向（目標値30%）を用いることとし、この目標値における支給率を100%とした場合の変動幅を0～120%の範囲で決定するものと決議しております。

8. 監査役の報酬額につき、下記のとおり株主総会で決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名であります。

株主総会決議の日	2015年6月24日（第45回定時株主総会）
決議の概要	月額800万円以内

9. 取締役会は、代表取締役社長 藤田昌宏に対し各取締役の基本報酬の額及び取締役の会社経営に対する貢献度等を踏まえた賞与の配分並びにそれらの具体的な支給時期の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ) 取締役 伊藤 鉄男

[重要な兼職の状況及び当社との関係]

- ・上記①「取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであり、その他に記載すべき事項はありません。

[主要取引先等特定関係事業者との関係]

- ・該当する事項はありません。

[当年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要]

- ・取締役会は14回開催中12回出席し、法律の専門家としての豊富な経験や高い識見に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っており、当社が多様な業務課題について意思決定を行う上で、妥当性、適正性を確保するために必要な説明を積極的に求めるなど、社外取締役としての責務を十分に果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

[責任限定契約の内容の概要]

- ・当社と取締役 伊藤鉄男氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

[当社の親会社または当社親会社の子会社から当年度の役員として受けた報酬等の額]

- ・該当する事項はありません。

ロ) 取締役 山下 ゆかり

[重要な兼職の状況及び当社との関係]

- ・上記①「取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであり、その他に記載すべき事項はありません。

[主要取引先等特定関係事業者との関係]

- ・該当する事項はありません。

[当年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要]

- ・取締役会は14回開催中全てに出席し、エネルギー経済及びエネルギー・環境政策等の専門家としての豊富な経験や高い識見に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っており、当社が総合エネルギー企業として長期的な発展を目指すうえで、あるべき姿についての確かな提言を積極的に行うことで活発な議論に貢献し、社外取締役としての責務を十分に果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

[責任限定契約の内容の概要]

- ・当社と取締役 山下ゆかり氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

[当社の親会社または当社親会社の子会社から当年度の役員として受けた報酬等の額]

- ・該当する事項はありません。



## 八) 取締役 川崎 秀一

[重要な兼職の状況及び当社との関係]

- ・上記①「取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであり、その他に記載すべき事項はありません。
- [主要取引先等特定関係事業者との関係]
- ・該当する事項はありません。

[当年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要]

- ・取締役会は14回開催中全てに出席し、情報通信等の分野でグローバルに展開する企業における豊富な企業経営経験を通じた高い識見に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っており、当社が直面する様々な業務課題への対応について、長年の経験に基づいた説得力ある有益な提言を数多く行い、議論を適切に導いていることから、社外取締役としての責務を十分に果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

[責任限定契約の内容の概要]

- ・当社と取締役 川崎秀一氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
- [当社の親会社または当社親会社の子会社から当年度の役員として受けた報酬等の額]
- ・該当する事項はありません。

## 二) 取締役 北井 久美子

[重要な兼職の状況及び当社との関係]

- ・上記①「取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであり、その他に記載すべき事項はありません。
- [主要取引先等特定関係事業者との関係]
- ・該当する事項はありません。

[当年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要]

- ・取締役会は11回開催中9回出席し、法律の専門家としての豊富な経験や高い識見に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っており、労働法制をはじめとする法律に関する豊富な知識を活かし、人材戦略や健康経営を含む当社の直面する様々な課題に対して幅広く提言を行うなど、社外取締役としての責務を十分に果たしております。

[責任限定契約の内容の概要]

- ・当社と取締役 北井久美子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

[当社の親会社または当社親会社の子会社から当年度の役員として受けた報酬等の額]

- ・該当する事項はありません。

(注) 取締役 北井久美子氏につきましては、2022年6月28日開催の第52回定時株主総会における選任後の状況を記載しております。

ホ) 取締役 杉山 美邦

[重要な兼職の状況及び当社との関係]

- ・上記①「取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであり、その他に記載すべき事項はありません。

[主要取引先等特定関係事業者との関係]

- ・該当する事項はありません。

[当年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要]

- ・取締役会は11回開催中10回出席し、新聞社等での高い識見や豊富な企業経営経験に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っており、当社の企業価値向上のために必要な取り組みについて、国内外の情勢を踏まえて幅広く提言を行うなど、社外取締役としての責務を十分に果たしております。

[責任限定契約の内容の概要]

- ・当社と取締役 杉山美邦氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

[当社の親会社または当社親会社の子会社から当年度の役員として受けた報酬等の額]

- ・該当する事項はありません。

(注) 取締役 杉山美邦氏につきましては、2022年6月28日開催の第52回定時株主総会における選任後の状況を記載しております。

へ) 監査役 川北 力

[重要な兼職の状況及び当社との関係]

- ・上記①「取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであり、その他に記載すべき事項はありません。

[主要取引先等特定関係事業者との関係]

- ・該当する事項はありません。

[当年度における主な活動状況]

- ・取締役会は11回開催中全てに出席し、監査役会は10回開催中全てに出席し、財務省等での行政執行や大学院教授としての豊富な経験や高い識見に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。

[責任限定契約の内容の概要]

- ・当社と監査役 川北力氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

[当社の親会社または当社親会社の子会社から当年度の役員として受けた報酬等の額]

- ・該当する事項はありません。

(注) 監査役 川北力氏につきましては、2022年6月28日開催の第52回定時株主総会における選任後の状況を記載しております。

## ト) 監査役 本山 博史

[重要な兼職の状況及び当社との関係]

- ・上記①「取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであり、記載すべき事項はありません。

[主要取引先等特定関係事業者との関係]

- ・該当する事項はありません。

[当年度における主な活動状況]

- ・取締役会は11回開催中全てに出席し、監査役会は10回開催中全てに出席し、金融機関での豊富な経営経験や高い識見に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。

[責任限定契約の内容の概要]

- ・当社と監査役 本山博史氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

[当社の親会社または当社親会社の子会社から当年度の役員として受けた報酬等の額]

- ・該当する事項はありません。

(注) 監査役 本山博史氏につきましては、2022年6月28日開催の第52回定時株主総会における選任後の状況を記載しております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名 称 EY新日本有限責任監査法人

#### ② 報酬等の額

当年度に係る会計監査人の報酬等の額	71百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	113百万円

(注) 1. 当社の重要な子会社のうち、Japex (U.S.) Corp.、JAPEX UK E&P Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。  
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。  
3. 当社監査役会は、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けたうえで、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積の算定根拠が適切であるかについて確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### ③ 非監査業務の内容

H S E 関連法令改正に関する調査業務、人権方針策定にかかる支援業務、インドネシアでのプロジェクトにおける監査対応にかかる文書作成業務及び託送収支計算書に関する業務を委託しております。

#### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法等の法令に違反した場合、職務を怠った場合、その他会計監査人としてふさわしくない行為があったと判断される場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

#### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

## 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(百万円未満は切捨表示)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
<b>流 動 資 産</b>	<b>281,791</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>64,250</b>
現金及び預金	191,956	支払手形及び買掛金	26,489
受取手形及び売掛金	47,993	1年内返済予定の長期借入金	260
契約資産	480	未払法人税等	9,333
有価証券	3,000	契約負債	155
商品及び製品	2,216	災害損失引当金	2,119
仕掛品	11	その他	25,892
原材料及び貯蔵品	21,613	<b>固 定 負 債</b>	<b>46,759</b>
その他	14,574	長期借入金	250
貸倒引当金	△ 54	繰延税金負債	20,461
<b>固 定 資 産</b>	<b>286,388</b>	退職給付に係る負債	3,428
<b>有形固定資産</b>	<b>118,411</b>	資産除去債務	20,043
建物及び構築物	36,030	その他	2,577
坑井	16,630	<b>負 債 合 計</b>	<b>111,010</b>
機械装置及び運搬具	20,473	純 資 産 の 部	
土地	11,532	<b>株 主 資 本</b>	<b>377,141</b>
建設仮勘定	28,284	資本金	14,288
その他	5,460	利益剰余金	362,989
<b>無形固定資産</b>	<b>5,569</b>	自己株式	△ 136
<b>投資その他の資産</b>	<b>162,407</b>	その他の包括利益累計額	48,491
投資有価証券	115,940	その他有価証券評価差額金	46,324
長期貸付金	1,307	繰延ヘッジ損益	△ 699
繰延税金資産	3,813	為替換算調整勘定	2,275
退職給付に係る資産	1,703	退職給付に係る調整累計額	590
その他	40,031	非支配株主持分	31,536
貸倒引当金	△ 47	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>457,169</b>
海外投資等損失引当金	△ 341	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>568,180</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>568,180</b>		

## 連結損益計算書

〔自 2022年4月1日〕  
〔至 2023年3月31日〕

(百万円未満は切捨表示)

科 目	金 額
上 高	百万円 百万円
売 上 原 価	336,492
売 上 総 利 益	240,380
探 鉱 費	96,111
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,885
営 業 外 収 入	31,139
営 業 外 収 益	62,085
受 取 配 当 金	1,173
受 取 配 当 金	3,520
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	7,109
為 替 差 益	5,332
デ リ バ テ ィ ブ 利 益	6,082
そ の 他	373
営 業 外 費 用	23,592
支 払 利 息	5
コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ ー	312
災 害 損 失 引 当 金 繰 入 額	1,509
そ の 他	720
経 常 利 益	2,547
特 別 利 益	83,130
特 別 損 失	0
特 別 損 失	0
特 別 損 失	8
特 別 損 失	38
特 別 損 失	46
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	83,084
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	11,223
法 人 税 等 調 整 額	3,878
当 期 純 利 益	15,102
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	67,981
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	587
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	67,394

## 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(百万円未満は切捨表示)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
<b>流 動 資 産</b>	<b>201,641</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>77,509</b>
現金及び預金	132,041	買掛金	19,959
売掛金	33,348	リース債務	199
商品及び製品	2,093	未払金	12,945
原材料及び貯蔵品	19,697	未払費用	7,058
前払金	321	未払法人税等	6,959
前払費用	765	預り金	158
未収収益	30	関係会社預り金	27,955
未収入金	10,796	役員賞与引当金	62
立替金	502	災害損失引当金	2,119
その他	2,045	その他	92
<b>固 定 資 産</b>	<b>291,075</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>33,683</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>65,868</b>	リース債務	1,320
建物	9,049	繰延税金負債	14,553
構築物	24,233	退職給付引当金	1,847
坑井	576	株式給付引当金	70
機械及び装置	16,978	資産除去債務	15,300
船舶	0	その他	591
車両運搬具	0	<b>負 債 合 計</b>	<b>111,193</b>
工具、器具及び備品	1,596	<b>純 資 産 の 部</b>	
土地	9,466	<b>株 主 資 本</b>	<b>335,923</b>
リース資産	76	資本金	14,288
建設仮勘定	514	利益剰余金	321,771
掘さく仮勘定	3,376	利益準備金	3,572
<b>無形固定資産</b>	<b>859</b>	その他利益剰余金	318,199
借地権	151	海外投資等損失準備金	211
ソフトウェア	516	探鉱準備金	21,400
その他	191	固定資産圧縮積立金	492
<b>投資その他の資産</b>	<b>224,347</b>	探鉱投資等積立金	47,246
投資有価証券	92,996	別途積立金	121,600
関係会社株式	115,047	繰越利益剰余金	127,248
関係会社長期貸付金	7,944	<b>自 己 株 式</b>	<b>△ 136</b>
長期前払費用	2,541	評価・換算差額等	45,599
前払年金費用	299	その他有価証券評価差額金	46,320
その他の	13,458	繰延ヘッジ損益	△ 721
貸倒引当金	△ 19	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>381,522</b>
海外投資等損失引当金	△ 7,920	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>492,716</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>492,716</b>		

## 損益計算書

〔自 2022年4月1日  
至 2023年3月31日〕

(百万円未満は切捨表示)

科 目	金 額
	百万円
売上高	233,160
売上原価	150,165
売上総利益	82,994
探鉱費	3,230
販売費及び一般管理費	24,390
営業利益	55,373
営業外収益	
受取利息	405
受取配当金	7,201
為替差益	1,746
デリバティブ利益	6,082
その他	434
営業外費用	
支払利息	16
関係会社株式評価損	10
海外投資等損失引当金繰入額	1,387
休止設備関連費用	215
休鉱山管理費	49
コミットメントファイ	312
災害損失引当金繰入額	1,509
その他	572
経常利益	67,169
特別利益	
固定資産売却益	0
特別損失	
固定資産除却損	19
税引前当期純利益	67,149
法人税、住民税及び事業税	7,003
法人税等調整額	1,376
当期純利益	58,769



## 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

石油資源開発株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯川喜雄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山崎一彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉田剛

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、石油資源開発株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石油資源開発株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

石油資源開発株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯川喜雄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山崎一彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉田剛

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、石油資源開発株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社従業員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月18日

石油資源開発株式会社 監査役会

常勤監査役 中 村 光 良 ㊟

常勤監査役 本 山 喜 彦 ㊟

社外監査役 川 北 力 ㊟

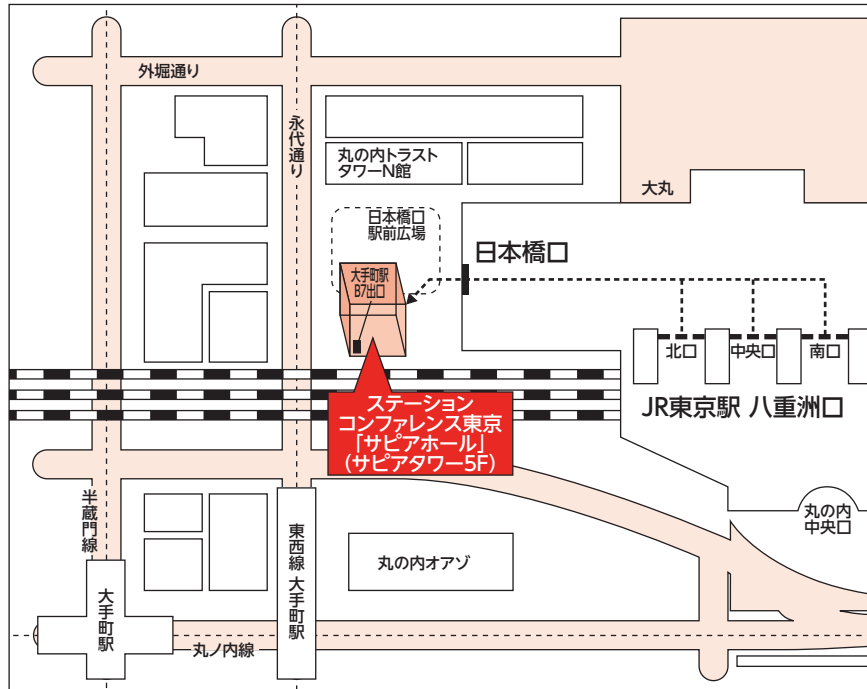
社外監査役 本 山 博 史 ㊟

以 上



# 株主総会会場案内図

東京都千代田区丸の内一丁目7番12号  
ステーションコンファレンス東京「サピアホール」(サピアタワー5階)  
電話 03-6888-8080 (代表)



J R 東京駅 八重洲北口改札口より徒歩4分

新幹線専用改札口(日本橋口)より徒歩2分

地下鉄 大手町駅 B7 出口より徒歩2分

(地下鉄をご利用の場合、東京メトロ東西線大手町駅が最寄駅となります。)

(注) 工事等の諸事情により、当日、上記改札口・出口をご利用いただけない可能性がございますので、ご注意ください。